

CSW62 会議記録

房野 桂 作成

2018年3月12日(月)午前 第2回会議

会議開会

Her Excellency Koki Muli Grignon 委員会議長代理(ケニア)

議事項目 1: 役員選出

2017年3月24日のCSW62 第一回会議で、委員会はCSW62 と 63 の議長として、His Excellency David Donoghue(アイルランド)を拍手で選出した。His Excellency David Donoghue がポストを離れたのに続いて、委員会は Her Excellency Geraldine Byrue Nason を CSW62 と 63 の議長として拍手で選出した。

ビューローのその他の役員の選出

委員会は第一回会議で、CSW62 の副議長として Her Excellency Koki Muli Grignon(ケニア)を、Mr. Mauricio Carabali Baquero(コロンビア)を CSW62 と 63 の副議長として選出した。委員会は、CSW62 と 63 の副議長として、それぞれ、Mr. Shah Asif Rahman(バングラデシュ)と Ms. Rena Tasuja(エストニア)を拍手で選出した。

報告者の選出

Her Excellency Kiki Moli Grignon(ケニア)が、CSW62 の報告者も務めことになる。

女性の地位に関する通報作業部会の残る委員の任命

委員会は、拍手でナイジェリア、カタール及びロシア連邦を CSW62 の通報作業部会の委員として務めるよう選出した。

議事項目 2: アジェンダ及びその他の組織上の問題

委員会は、会期が進むにつれてさらなる調整があるかも知れないとの理解の下でその暫定アジェンダ(E/CN.6/2018/1)を採択し、その作業組織(E/CN.6/2018/Add.1)を承認した。

議事項目 3: 第4回世界女性会議及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ

(a) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシアティブの実施

(i) 優先テーマ: ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワメントを達成する際の課題と機会

(ii) 見直しテーマ: 女性と女兒のための「ミレニアム開発目標」の実施における課題と業績

(b) 新たな問題、傾向、重点領域及び男女間の平等を含め、女性の状況に影響を及ぼす問題への新たな取組

(c) ジェンダー主流化、状況及びプログラム上の問題

開会ステートメント

1. Geraldine Eyrne Nason(アイルランド)CSW62 議長

2. Antonio Guterres 国連事務総長: 世界中の女性は、虐待的態度や差別を叫んで、”#Me Too”から

"#TimesUp"に至るまで、彼女たちの話を語っている。科学、芸術、女性大使が20%あたりでうろついている国連で女性は代表者数が少ない状態で、何世紀にもわたる家父長制が、壊滅的遺産を残した。このような統計を変えて初めて、私たちは女性と女兒のための新しい時代に入ったとすることができる。平等を築くことによって、私たちは女性にその可能性を成就する機会を与えるのである。より安定した社会も築くのである。

農山漁村女性に重点を置く委員会のテーマは、周縁化されたグループに対処している。彼女たちは、土地と資源を管理して、しばしば、家庭と地域社会の背骨である。委員会は彼女たちの話に耳を傾け、支援する道を指導している。そうすることは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を達成する基本である。私が事務総長になって以来国連が取ってきたいくつかの手段に光を当てるが、上級管理職グループで、初めてジェンダー同数が達成された。セクシュアル・ハラスメントに関するゼロ・トレランス政策が確立され、イニシャティヴが、国連に努める者による性的搾取と虐待に対処している。

しかし、変革は、戦略や統計を超えていかなければならない。女性と女兒のための進歩は、差別を支える不平等な権力の力学を変えることを意味し、すべての男性が女性の権利を支持するべきである。だからこそ私は自分を誇り高いフェミニストと考えている。委員会の作業は極めて重要である。女性の能力には限りがなく、その野心は無限である。私は皆さんに女性の平等、尊厳、人権のために声を上げ続けるよう要請する。皆さんの作業は、万人のためのより正しい、ディーセントな世界にとって極めて重要である。私は自分の役割を果たすことにコミットしている。

3. Marie Chatardova(チェコ共和国)経済社会理事会理事長

4. Miroslav Lajcak(スロヴァキア)総会議長

5. Phumzile Mlambo-Ngckwa ジェンダー平等事務次長・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)事務局長: 農山漁村地域の女性は、すべてのジェンダー・開発指標で後れを取っている。さらに、進歩は遅く、逆転さえしている。「持続可能な開発目標」に関して進歩を促進するためのその約束に対して指導者たちに責任を取らせることが緊急過ぎるということは決してない。女性の生活における変革を前例のないほどに請い求める気持ちが世界中で見られ、女性が団結すれば、要求を通すことができることもますます認められている。

答えを見つけ、様々な見解をまとめ、極度の貧困の中で暮らしている10億人の人々のために結論があることを示す結論で合意するよう委員会に要請する。最近欧州連合と国連によって開始された「スポットライト・イニシャティヴ」は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ及びカリブ海で、女性と女兒に対する暴力と闘うためにかなりの投資をするであろう。国連の上級管理チームにおけるジェンダー同数は、変革は可能であり、その変革の旅の一部となることが如何に男性と男児にとって重要であることを示している。

#Me Too 及び#TimesUp 運動は、変革は急速に起こり、女性は信じてもらわなければならないことを示している。相当のプロセスは重要であるが、ほんの一握りの男性だけが自分の行動の結果を経験しており、一方10億人の女性が、暴力の長期的な後遺症をもって暮らしている。彼女たちの話は語られなければならない。これまでで最も多くの草の根の参加を得て、今年の委員会は、変革の新しい力学のための歴史的プラットフォームを提供している。農山漁村女性は共通の大義をめぐって団結するために委員会を必要としており、その会期を真の促進、変革、説明責任の瞬間とするよう委員会に要請する。

6. Cornelia Richter 国際的行開発基金(IFAD)副議長

7. Tarcila Rivera Zeas と Purity Soinato Oiyie 市民社会代表

8. Dalia Leinart 女子差別撤廃委員会議長

9. Dubravka Simonovic 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者: 「主要な世界的態度の変容」と女性に対する暴力加害者に対する寛容と正常化から公然とした拒絶への移行を説明する。すべては、世界の他の部分へと広がったハリウッドで始まった変革的な#Me Too 運動から始まった。フェミニズムとジェンダーに基づく殺害に反対する”No One More”運動にも注意を引き、いわゆる「ジェンダー・イデオロギー」の広がりを非難する運動のような押し戻し運動の出現に懸念を唱える。「ジェンダー」という用語の建設的で、良好な、真の解釈を推進するために、団結するようすべての人々に呼びかける。その他の最近の重要な業績には、2017年5月のアフリカ人権と諸国民の権利委員会による新しい一連の「性暴力とその結果と闘うガイドライン」の採択と国連の新しい「被害者の権利提唱者」の役割の確立が含まれた。2017年に、私は、シェルターと保護命令への人権に基づく取組に関する報告書の人権理事会に提出したが、これは、多くの国々が、そのようなシェルターの設立をその人権責務の一部としてではなく、任意のコミットメントとみなす傾向があることを強調した。この点で、この問題に関する国連のデータベースの創設を要請し、これが今委員会会期の「合意結論」に含まれることを希望する。

一般討論

エジプト(G77/中国を代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、グアイアナ(カリブ海共同体を代表)、ブラジル(ポルトガル語諸国共同体アンゴラ、カーボヴェルデ、赤道ギニア、ギニアビサウ、モザンビーク、ポルトガル、サントメプリンシペ、東ティモールを代表)、ガンビア(アフリカ諸国グループを代表)、ブルガリア(欧州連合を代表)、スロヴェニア(高齢者友好グループのアルゼンチン、ポリヴィア多民族国家、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス、インドネシア、ケニア、マレーシア、メキシコ、パナマ、ペルー、カタール、スロヴェニア、南アフリカ、トリニダード・トバゴ、トルコ及びウルグアイを代表)、タイ(アセアンを代表)、ドミニカ共和国(中央アメリカ統合システム加盟国ベリーズ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス、ニカラグア、パナマを代表)

3月12日(月)午後 第3回会議

議事項目 3(a)(i)(*継続*)

優先テーマに関する閣僚ラウンド・テーブル 1 及び 2

トピック: 教育・インフラと技術・食糧の安全保障及び栄養へのアクセスを通じた農山漁村女性と女性のエンパワーメントにおける好事例

ラウンド・テーブル 1

議長: His Excellency Indrek Saar エストニア文化大臣

参加者(23名): オーストラリア女性課題大臣・所得財政サービス大臣・公共サービス首相補佐大臣

バハマ社会サービス・都市開発大臣

コスタリカ女性の地位大臣・国立女性機関会長

コートジボワール女性・子ども保護・連帯大臣

ドミニカ共和国女性課題大臣

ギニア社会行動・女性と子ども推進大臣

ハンガリー家族青少年問題大臣

ケニア公共サービス・青年・ジェンダー問題大臣

リベリア ジェンダー・子ども・社会保護大臣

サウディアラビア労働・社会開発大臣

モザンビーク ジェンダー・子ども・社会問題大臣
パラグアイ女性課題大臣
エジプト国内女性会議会長
イラン・イスラム共和国議員
ノルウェー国務大臣
韓国ジェンダー平等・家族省政策企画事務局長
スイス連邦外務省事務局長

ニジェール女性の地位向上子ども保護大臣
アラブ首長国連邦地域社会開発大臣
エリトリア国内連合理事
イタリア経済開発副大臣
ポルトガル市民権・平等大臣
ロシア連邦労働社会保護第一副大臣

議長概要(E/CN.6/2018/13)

1. 2018年3月12日に、女性の地位委員会は、優先テーマ「ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントの達成における課題と機会」の下で、「教育、インフラと技術、食糧の安全保障及び栄養へのアクセスを通じた農山漁村女性と女兒のエパワーメントにおける好事例」に関する2つの閣僚ラウンド・テーブルを開催した。ラウンド・テーブルへの参加者たちは、農山漁村女性と女兒が、料金が手頃で、質の高い教育、基本的インフラ及び持続可能なエネルギーと ICT 及び適切で質の高い食糧と栄養を含めた技術にアクセスできことを保障するために、各国政府が取った行動を強調して、このトピックに関連する経験、学んだ教訓及び好事例を交換した。

2. エストニアの文化大臣 Indrek Saar が第1ラウンド・テーブルの議長を務め、導入コメントを行った。21の加盟国からの閣僚と政府高官が第1ラウンド・テーブルに参加した。ケニアの公共サービス・青年・ジェンダー問題大臣が、第2ラウンド・テーブルの議長を務め、導入コメントを行った。17の加盟国からの閣僚と政府高官が第2ラウンド・テーブルに参加した。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)事務総長補・副事務局長 Yannick Glemaree がまとめのコメントを行った。

農産漁村女性と女兒による教育へのアクセスと修了を確保する措置

3. 参加者たちは、その発言の中で、教育への農山漁村女性と女兒によるアクセスを高めるための成功した政策とプログラムに関する経験、学んだ教訓、好事例を分かち合った。参加者たちは、農山漁村女性と女兒の教育と訓練機会へのアクセスを高めるために、農山漁村地域で新しい学校を建設し、古い学校を建て替えるための予算の配分を増やすことを要請した。奨学金、学校給食及び輸送計画が、学校に通い、学校の落ちこぼれ率を低くするよう農山漁村地域で暮らしているより多くの女性と女兒を奨励する成功する措置として強調された。主要な懸念は、早期結婚と十代の妊娠に対処する具体的行動の欠如であった。参加者たちは、女兒による教育、特に男性支配の科学・技術・工学・数学分野へのアクセスに対する態度の変容を促進するためのもっと多くの国内の対話とキャンペーンを要請した。

4. 参加者たちは、農山漁村地域の女性の女兒のために教育の質を改善することの重要性を強調した。この目的に向けた措置には、女性と女兒のために安全な学習環境を提供すること、学校での下水施設を改善すること、無料の衛生パッドを提供すること、技術を強化すること、教員訓練を改革し、改善することが含まれた。参加者たちは、そのような措置が変化する世界で農山漁村女性と女兒のための学習機会と成果も高めると述べた。無料の住居と供与のボーナスのような財政的奨励策の導入が、遠隔の農山漁村へ良い教員を引き付ける手段として示された。

農山漁村女性と女兒の利益のための基本的インフラを確保する投資

5. 参加者たちは、貧困削減の進歩を促進し、農山漁村女性と女兒による基本サービスへのアクセス高めるための持続可能なエネルギー、上下水道、輸送、ICT、教育と保健インフラを推進し、開発することの重要性に注意を引いた。農山漁村道路への投資の増額は、旅をして、家庭の生産と所得創出に関連する活動を行う女性の能力を高める。参加者たちは、農山漁村地域の女性と女兒にかかる無償労働と家事労働の重荷を緩和するために、送電網、上下水道インフラ、時間・労働節約型技術への投資を高める必要性を強調した。

6. 参加者たちは、気候変動によって引き起こされる重要な課題について懸念を表明し、極端な天候現象の否定的インパクトを緩和し、農山漁村地域社会の強靭性を築くために緊急の行動を要請した。参加者たちは、農山漁村女性と女兒による保健ケア・サービスを含めたサービスへのアクセスを改善するために、農山漁村道路と橋の維持と格上げへの投資を増やす必要性を討議した。参加者たちは、学習環境にある農山漁村女兒と若い女性の福利のために極めて重要であるとして、電気、ICT、上下水道へのアクセスを高めることにより、学校インフラを改善することも強調した。

農山漁村女性と女兒のための ICT 及びその他の技術

7. 参加者たちは、ICT 及びその他の技術へのアクセスが、農山漁村地域の女性と女兒をエンパワーし、持続可能な開発を達成するためのカギとなるツールであることを強調した。参加者たちは、農山漁村の貧しい先住民族社会と地域を含め、学校、家庭、地域社会センター、女性センターに向けた様々なプログラムを説明した。デジタル包摂は、広範囲のブロードバンド・サービス、携帯電話及びモバイル・ホットスポットを含め、ICT のためのインフラの進歩を通して対処されつつあった。すべての子どものために一台のラップトップまたはタブレットを確保することにより、コンピュータへの広範なアクセスの必要性が強調された。参加者たちは、教育制度において、ICT への早期アクセス、技術開発、中・高等学校での ICT センターは、農山漁村と都会地域、女兒と男児の間のデジタル格差を埋めることができると述べた。

8. 参加者たちは、女性のエンパワーメントに良好な影響を与えて、女性センターや地域社会センターを通して女性による ICT へのアクセスが促進されている周縁化された家庭と地域社会に重点を置いたプロジェクトに注意を引いた。参加者たちは、女性の間で金融の安全保障と起業を改善できるツールとして、事業の立ち上げと事業開発企画のためのモバイル・バンキングとオンライン情報ポータルに言及した。参加者たちは、ICT 及びその他の技術の利用を、保健ケアと暴力の女性と女兒被害者のためのリアルタイム支援を含め、農山漁村地域の公共サービスとより良いサービス提供へのよりたやすいアクセスを可能にするものと考えていた。

農山漁村女性と女兒による食糧と栄養へのアクセスを保障する政策

9. 参加者たちは、農山漁村女性の農業生産性を高め、食糧の安全保障を確保するためのカギとして、土地所有と権利並びに金融サービス、農業インプットと加工、市場と事業開発に関する情報へのアクセスを強調した。発言者たちは、貧困に対処し、子どものために適切な栄養を保障する統合された取組は、初等・中等レベルでの永久的な子どもの普遍的な通学と学校給食を組み入れることであろうと述べた。参加者たちは、女性の資源の所有と農業プロセスの管理を持続可能な農業生産に関して女性を訓練することを含め、環境を保護するための努力につなげるプロジェクトに注意を引いた。

ラウンド・テーブル 2

議長: Her Excellency Margaret Kobia ケニア公共サービス・青年ジェンダー問題官房長官

参加者(23名): アフガニスタン女性課題大臣 アンゴラ社会行動・家族・女性の地位向上大臣

ボリヴィア多民族国家女性・ジェンダー平等国民の力大臣

カメルーン女性のエンパワーメント・家族大臣 コロンビア女性の平等のための大統領顧問

コモロ保健・連帯・社会的保護・女性の地位向上大臣

デンマーク開発協力大臣

ガボン家族子ども保護大臣

ルクセンブルグ機会均等大臣

マリ女性・子ども・家族の地位向上大臣

ナミビア ジェンダー平等・子ども福祉大臣

ニュージーランド女性課題大臣

ルワンダ ジェンダー・家族推進大臣

ウズベキスタン副首相

ジンバブエ女性・青年問題大臣

ジョージア議員

アゼルバイジャン家族・女性・子ども問題委員会副議長

インドネシア人間開発・地域社会・文化政務官 パナマ国立女性機関事務局長

フィリピン女性委員会議長

ルーマニア労働社会正義大臣

ウクライナ議員

ウルグアイ女性機関事務局長

議長概要(E/CN.6/218/13)

優先テーマに関する閣僚ラウンド・テーブル 3 と 4

トピック: 教育・インフラと技術・食糧の安全保障・栄養を通して農山漁村女性と女兒をエンパワーする際の好事例

ラウンド・テーブル 3

議長: Her Excellency Martha Ordoñez コロンビア・ジェンダー平等大統領顧問

参加者(22名): アルバニア保健・社会保護大臣 ブルキナファソ女性課題・国内連帯・家族大臣

ブルンディ人権・社会問題・ジェンダー大臣

デンマーク漁業・機会均等・北欧協力大臣

フィンランド家族問題・社会サービス大臣

アイルランド平等・入国・統合大臣

リヒテンシュタイン外務・法務・文化大臣

モロッコ女性課題大臣

マラウイ ジェンダー・子ども・障害者・社会福祉大臣

パレスチナ国女性課題大臣

スリランカ女性子ども課題大臣

トルコ家族・社会政策大臣

ウガンダ ジェンダー・労働・社会開発大臣

タンザニア連合共和国エンパワーメント・労働・青年・女性・子ども課題大臣

アルゼンチン国立女性機関事務局長

ブラジル国務大臣

ドイツ議会国大臣

リトアニア社会安全保障・労働政務官

メキシコ国立女性機関会長

スロヴェニア労働・家族社会問題・機会均等大臣

スペイン女性・機会均等機関事務局長

ザンビア ジェンダー大臣

議長概要(E/CN.6/2018/14)

1. 2018年3月12日に、女性の地位委員会は、優先テーマ「ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを達成する際の課題と機会」の下での「ジェンダーに基づく暴力の防止を通じた農山漁村女性と女兒のエンパワーメントにおける好事例」というトピックに関する2つの閣僚ラウンド・テーブルを開催した。ラウンド・テーブルの参加者たちは、既存の国内政策と法的枠組と農山漁村女性と女

児のために具体的結果を出してきた措置を強調して、このトピックに関連する経験、学んだ教訓、好事例を交換した。参加者たちは、国内レベルで農山漁村女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力を防止し、対応する際に、前途にある障害に言及した。

2. コロンビアのジェンダー平等大統領顧問の Martha Ordonez が、第1のラウンド・テーブルの議長を務め、導入コメントを行った。18の加盟国からの閣僚と政府高官が第1のラウンド・テーブルに参加した。国連人間居住計画(国連ハビタット)の副事務局長である Aisa Kirabo Kacyira が討論のカギとなるメッセージを概説した。カタールの行政開発・労働・社会問題大臣 Issa bin Saad al-Jafali al-Nuaimi が、第2のラウンド・テーブルの議長を務め、導入コメントを行った。19の加盟国からの閣僚と政府高官が、第2のラウンド・テーブルに参加した。国連人口基金(UNFPA)の事務局長 Natalia Kanem がまとめの演説を行った。

ジェンダーに基づく暴力を防止し、女性と女兒のサヴァイヴァーのための効果的な対応を保障する措置としての国内政策と法的枠組の重要性

3. 参加者たちは、その多くが農山漁村地域を含めた司法、社会サービス及び保健ケアのような包括的なサービスへのアクセスの確保を目的とした異なった形態のジェンダーに基づく暴力に対処するための国内戦略と行動計画の実施を討議した。参加者たちは、すべての関連当局が包括的な支援戦略の実施にかかわることを保障するための機関全体にわたる調整を高める努力を概説した。保健サービス提供者と司法当局との間の調整された行動が、この点で特に重要なものとして示され、市民社会と女性団体が、被害者とサヴァイヴァーへの支援の提供を強化する際に重要な役割を果たしていることが強調された。

4. 参加者たちは、国内の法的枠組を「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、闘うための欧州会議条約(イスタンブール条約)」を含めた国際基準に沿わせるために国内の法的枠組を強化する努力を強調した。女性と女兒の保護を強化するには、公的空間でのフェミサイド、性犯罪及びセクシュアル・ハラスメントのような特別な形態の暴力に関する法律が必要である。一般の人々とサービス提供者の間に関連法に対するより良い意識を生み出すために、そのような法律は、広く普及され、地方の言語で利用できるものにされる必要があった。ジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けたその他の手段と好事例には、女性の政治的参画を強化し、女性の土地の権利と保有権の安全保障を確保し、ジェンダー賃金格差をなくすための法律と政策が含まれた。制度的取り決めには、国内人権機関の設立が含まれるべきである。

女性と女兒に包括的サービスを提供する措置

5. 閣僚たちは、ジェンダーに基づく暴力の影響を受けた女性と女兒のための包括的サービスの利用可能性を説明した。これらには、ワン・ストップ・センターとシェルター、カウンセリングと心理的支援、性と生殖に関する健康と妊産婦保健を含めた適切な保健ケア・サービス及び農山漁村地域への範囲の拡大が含まれた。

6. 参加者たちは、司法へのアクセスの改善が、女性と女兒に対する暴力の効果的削減にとって極めて重要であることを確認した。女性と女兒に対する暴力を通報し、支援とカウンセリングを求めるためのホットラインの利用、警察と裁判官の訓練及び農山漁村地域での法律施行の強化が、被害者と司法制度との間のギャップを埋めてきた好事例として示された。

農山漁村女性の経済的エンパワーメントと財政的自立を強化するための措置

7. 多くの参加者たちは、特にジェンダーに基づく暴力に対処する手段として、女性の経済的・財政的自立を確保することを通して、農山漁村女性の経済的エンパワーメントの重要性を強調した。

8. 参加者たちは、農業における女性の仕事と貢献を認めることの重要性を強調した。参加者たちは、彼女たちの経済における地位が、土地、インフラ及び金融サービスへのアクセスを通して如何に強化されてきたかの例を挙げた。農山漁村地域の女性のためのモバイル・バンキング、少額貸付、現金の送金利用可能性のような金融サービスへの改善されたアクセスを通して、農山漁村女性の経済的エンパワーメントを支援する措置が取られてきた。脆弱な立場にいる重複する形態の差別に直面している女性に届くために、対象を絞った努力が払われてきた。

9. 労働力への女性の参加率の増加、料金が手頃で、アクセスできる育児ケア・サービスと指導計画を提供するプログラムを通して、起業家としての農山漁村女性のエンパワーメントに関する進歩が報告された。

農山漁村女性と女児の保護とエンパワーメントにおける課題

10. 参加者たちは、農山漁村女性と女児をエンパワーする際に多くの進歩が遂げられてきたことで合意したが、発言者たちは、女性に対する政治的暴力を含めたジェンダーに基づく暴力が、都会地域で暮らしている者よりも農山漁村地域で暮らしている女性と女児の間でより広がっていることを懸念した。彼女たちの状況は、司法、社会サービス及び保健ケアへの限られたアクセスによってさらに悪化していた。特に、追加する周縁化に直面している障害を持つ女性、若い女性、先住民族女性、移動する女性、高齢女性、離婚した女性及びマイノリティ・グループの女性のニーズに注意が向けられた。農山漁村地域の適切に分類されたデータの欠如も、これら地域で暮らしている女性たちのエンパワーメントを支援し、農山漁村地域の女性が直面する特別に不利な条件をなくす効果的措置を立案する際に課題を生み出した。

11. 参加者たちは、伝統的・文化的信念の中には、ジェンダーに基づく暴力の根本原因であるものもあり、そのような暴力を通報し、司法にアクセスする際に、女性にとって障害となるものがあることを認めた。発言者たちは、ドメスティック・ヴァイオレンス、子ども結婚、早期・強制結婚及び女性性器切除のような問題に関する状況に特化した解決策が必要であると述べた。男性と男児をかかわらせ、否定的な男らしさに対処することの重要性も論じられた。

12. 紛争ともろさの状況が、農山漁村地域で暮らしている女性と女児にとって保健ケア、社会サービス及び機会へのアクセスに対する特別な課題として述べられた。

ラウンド・テーブル 4

議長: His Excellency Issa bin Saad Al Jafali Al Nuaimi カタール行政開発・労働・社会問題大臣

参加者(21名): カナダ女性の地位担当大臣(ケベック州)

ガンビア大統領政務官・女性課題大臣

ホンデュラス国立女性機関大臣

ヨルダン社会開発大臣

マルタ欧州問題・平等大臣

モーリシャスジェンダー平等・子ども発達・家族福祉大臣

ナイジェリア女性課題・社会開発大臣

ペルー女性課題・脆弱な母集団大臣

セイシェル家族問題大臣	ソマリア女性課題・人権大臣
シエラレオネ社会福祉・ジェンダー・子ども問題大臣	
スーダン安全保障・社会開発大臣	タイ社会開発・人間の安全保障大臣
トリニダード・トバゴ内閣府大臣(ジェンダーと子ども問題)	
チェコ共和国人権・機会均等・立法副大臣	フランス内閣府ジェンダー平等大臣
イラク バクダード市長	日本 日本政府代表(田中由美子)
カザフスタン法務政務官・女性家族人口政策委員会委員	
マレーシア女性課題・家族・地域社会副事務総長	スウェーデンジェンダー平等大臣

議長概要(E/CN.6/2018/14)

3月13日(火)午前 第4回会議

議事項目3(継続)

一般討論(継続)(並行)

ナイジェリア、スペイン、アルバニア、リヒテンシュタイン、ペルー、エストニア、バーレーン、ガーナ、ケニア、ドミニカ共和国(中米統合制度女性課題会議加盟国ベリーズ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス、ニカラグア、パナマを代表)、ザンビア、ガンビア、キリバティ、セルビア、ウクライナ、ウズベキスタン、パラグアイ、トルコ、フィンランド、バハマ、モロッコ、ルクセンブルグ、ニュージーランド、ドミニカ共和国、モザンビーク、シエラレオネ、オーストラリア、アルジェリア、エクアドル、ナウル

議事項目3(a)(i)

「ジェンダー平等を達成し、農山漁村女性と女兒をエンパワーするための同盟を築く」に関する閣僚間の高官意見交換対話(並行)

概念文書

全体像

作業方法に従って、女性の地位委員会は、閣僚ラウンド・テーブルまたはその他の高官意見交換対話を含む閣僚セグメントを開催する。CSW62の閣僚セグメントには、「ジェンダー平等を達成し、農山漁村女性と女兒をエンパワーするための同盟を築く」に関する閣僚間の2時間にわたる高官意見交換対話が含まれる。優先テーマに関する事務総長報告書(E/CN.6/2018/3)がこの対話を支援する。

意見交換対話は、他のステイクホルダーとの同盟を築き、そのような同盟が如何にジェンダー平等を達成し、農山漁村女性と女兒をエンパワーし、その人権を実現する手助けができるかを学ぶ際に、その経験に関する課題、機会、好事例、学んだ教訓に関してお互いにかかわる機会を閣僚たちに提供する。さらに、ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒をエンパワーするために、NGO、特に農山漁村女性と女兒を代表するNGOは、確立されたプロセス、計画されたイニシャティヴ及びその他のジェンダー平等の指導者と提唱者の間の同盟を強化する努力を示すために招かれる。

この対話は、委員会の作業方法で要請されているように、NGO及びその他のステイクホルダーが委員会の作業に貢献する機会を強化することにも貢献する。

形式と参加

この行事は閣僚間の議長が司会を務める対話となる。参加者たちは、主導的質問(下記参照)に関してコメントするよう勧められ、司会者が対話とフォローアップの質問を通じた意見交換の性質を支援する。発言者のリストはない。しかし、対話に参加したいと思う閣僚は、前もってその意図を伝えるよう勧められる。

NGO 代表の参加に関しては、国連ウィメンが、ECOSOC に諮問的地位を持つ NGO の代表のためにオンラインの応募プロセスを促進し、地域のバランス、発言の多様性及び国レベルでの専門知識を反映するように発言者を推薦する。さらに、国連ウィメンは、農山漁村女性と女兒の団体の代表者を明らかにするために、関連国連機関、特に国連食糧農業機関(FAO)、国際農業開発基金(IFAD)及び世界食糧計画(WFP)と協力する。

最初のコメントは3分に厳しく制限され、フォローアップ・コメントは1分に制限される。

主導的質問

変革的で普遍的な「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、「北京行動綱領」が、持続可能な開発のための堅固な土台を築いたことを確認した。加盟国は、「行動綱領」の完全で、効果的で、促進された実施が、誰も取り残さず、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女兒をエンパワーする「2030 アジェンダ」の実施に重要な貢献をするであろうことで合意している。

ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを実現するには、最近及び長年の公約を測定できる進歩に変えるために各国政府とその他の多くのステイクホルダーによる行動を必要とする。様々なステイクホルダーの間の協働、パートナーシップ及び動員が、機会を生み出し、障害と課題を克服するために極めて重要である。

国内ジェンダー平等機構は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントとその人権のための政策調整に責任を有する主要な政府機関である。ジェンダー平等機構は、省庁とすべての政策とプログラムにわたってジェンダーの視点の主流化を支援する。ジェンダー平等機構は、市民社会団体、特に女性団体と共通の目標に向かって協働もする。農山漁村女性と女兒に関しては、その他の省庁と農山漁村開発関連の機構と制度、協同組合、雇用者・労働者団体、民間セクター、女性団体と市民社会団体も効果的な法的・規制的・政策枠組を開発し実施する際の、また、監視と遵守を保障するためのカギとなる行為者でもある。

参加者たちは、対話中に、以下の質問に対処するよう勧められる:

- ・ジェンダー平等機構は、企画、財政、農業、エネルギー及びその他の省庁及びその他のジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントのためのその他のステイクホルダーを含めた政府全体にわたってどのように効果的に協働できるか?
- ・農山漁村女性と女兒の生計、強靱性及び完全参画にインパクトを与えているカギとなる傾向とは何か? 農山漁村女性と女兒がこれら傾向から利益を受け、新しい機会を完全に利用することができることを保障するためにステイクホルダーはどのような行動をとっているのか?
- ・効果的な多様なステイクホルダーの協働または政府当局と農山漁村女性の団体・協同組合・事業の間の調整の例は何か? どのようなその他の行為者とステイクホルダーが適切な水準の生活、暴力と有害な慣行を受けない生活、土地と生産的資産、食糧の安全保障と栄養、ディーセント・ワー

ク、教育と保健ケアへの農山漁村女性と女児の権利が実現されることを保障するために協働を強化する必要があるのか？

成果

討論の成果は、ビューローのメンバーを通して地域グループとの相談で準備される委員会議長による概要という形態を取る。ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを実現するために築く同盟という具体的方法を強調する。

議長: His Excellency David Stanton アイルランド平等・統合・入国大臣

対話参加者: 委員国: リヒテンシュタイン、イラン・イスラム共和国、ブラジル、カナダ、トリニダード・トバゴ、コロンビア、スペイン、カタール、ウルグアイ、エリトリア、コンゴ、エジプト、タンザニア連合共和国

オブザーヴァー国: ヨルダン、ソマリア、ジンバブエ、フィンランド、ハンガリー、コスタリカ、オーストラリア、エクアドル、イタリア、サウディアラビア、ドミニカ共和国、ウクライナ、クロアチア、スリランカ、イエメン、フィリピン、ルワンダ、アフガニスタン、メキシコ、ベナン、モロッコ、欧州連合

ECOSOC に諮問的地位を持つ NGO: アジア太平洋女性リソース調査センター (ARROW)、FWMNET、ガール・ガイド・ガール・スカウト世界協会、Fndacion BBVA para las Microfinanzas、Comision para la investigacion de malos tratos a mujeres、地域社会経済開発協議協会センター、カナダ労働会議、青年ブリッジ財団、世界情報伝達

議長概要(E/CN.6./2018/15)

1. 2018年3月13日に、女性の地位委員会は、優先テーマ「ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成する際の課題と機会」の下で、ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成するための同盟を築くことに関する高官閣僚対話を開催した。高官意見交換対話への参加者たちは、このトピックに関連した経験、学んだ教訓及び好事例を交換した。

2. アイルランドの平等・統合・入国大臣 David Stanton が高官対話の議長と司会を務めた。会議は議長の導入で開会した。34の加盟国からの閣僚と高官及び一人のオブザーヴァーが、好事例、モダリティ、継続中及び計画されているイニシャティヴ及びジェンダー平等を推進するための同盟とパートナーシップを築くための努力を交換した。NGOからの9名の代表者たちがその観点を寄せた。対話は、議長によるまとめで締めくくられた。

農山漁村女性と女児の課題と機会

3. 参加者たちは、農山漁村女性と女児が変革の担い手であり、農山漁村社会の柱であることを認め、経済成長、農山漁村開発、持続可能な農業、食糧の安全保障及び環境保護と持続可能性への農山漁村女性の重要な貢献を強調した。

4. 多くの参加者たちは、農山漁村・遠隔地域の女性と女児が直面する根強い課題と重複する形態の差別並びに彼女たちが経験する暴力と有害な慣行に注意を引いた。基本的サービス、教育、保健ケア、土地と生産資産、インフラ、上下水道、金融、技術及びその他の資源への限られたアクセスまたはアクセスの欠如が、彼女たちが直面する周縁化と排除をさらに悪化させる。農山漁村女性と女児は、家庭で無償のケア労働と家事労働の不相応な割合も行っている。農山漁村女性の仕事は、圧倒的に非正規セクタ

一にあり、男性よりもディーセント・ワークを得る機会が少ない。農山漁村女性と女兒と農山漁村開発にとっての武力紛争と人道危機の追加の課題も述べられた。

5. 参加者たちは、法改革と政策改革、農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを推進し、差別と暴力と取り組む計画とプログラム、ジェンダー主流化とジェンダーに対応した予算編成を含め、これら課題に対処するためのイニシアティブと努力を強調した。

6. デジタル識字と金融識字に関するものを含め、農山漁村女性と女兒のための質の高い教育と訓練機会の重要性が強調された。発言者の中には、農山漁村地域で包摂を育成するための訓練とサービスを提供するための技術の役割を強調した者もあった。ニュー・テクノロジーと ICT は、農山漁村・遠隔地域の女性のために柔軟な労働時間と職と市場機会へのアクセスを可能にする。

7. 労働力参加を高める措置を通して農山漁村女性のエンパワーメントを推進することの重要性が強調された。農山漁村女性のための起業機会が強化されつつあり、起業家と女性協同組合のネットワークに支援が提供されつつあった。市場と金融、貸付、ローン、保険及び銀行へのアクセスは、農山漁村女性のエンパワーメントにおけるカギとなる要素であった。無償のケア労働と家事労働を認めて再配分し、家庭内の意思決定における農山漁村女性の役割を強化する必要性が、性と生殖に関する健康と家族計画を含めた農山漁村女性の健康を改善する必要性と同様に強調された。

8. 国内法、政策及び開発計画とプログラムの開発、実施及び監視への農山漁村女性とその団体による参画とリーダーシップは、持続可能な開発にとって極めて重要であるとみられた。参加者たちは、時にはクオータ制を通して達成されてきたあらゆるレベルの意思決定への農山漁村女性の強化された参画の例を挙げた。地方議会または市町村議会のような地方の代表機関並びに和平プロセスへのその参加は、特に重要であると考えられた。

ジェンダー平等を達成し、農山漁村女性と女兒をエンパワーするための同盟を築く

9. 多くの参加者たちは、ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントの実現を促進するための政府とその他のステイクホルダーとの間の同盟とパートナーシップの役割を歓迎した。そのような同盟には、しばしば、政府と地方自治体、市民社会、労働組合、女性団体と協同組合、学界及び民間セクターが含まれた。ジェンダー平等のための国内機構は、そのような努力で極めて重要な役割を果たした。政府と市民社会との間の協働は、重要な法改革と効果的な国内政策と戦略という結果となった。

10. 同盟の構築と基盤の広い協働は、ジェンダーに基づく暴力、食糧の安全保障、女性の経済的エンパワーメント、教育、能力開発へのアクセス並びに金融、土地の権利と保有権の安全保障、天然資源管理及びインフラ開発へのアクセスにおける行動をもたらし際に効果的であった。ジェンダー固定観念と差別的な社会規範と慣行に対処するために、合同の努力が払われてきた。農山漁村地域でジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを推進する際の男性と男児の重要な役割も強調された。

11. 発言者たちは、農業、金融、労働、教育及び保健に対して責任を有するもののような公共セクターの異なった省庁を含め、農山漁村女性と女兒の利益にとっての政府内及びセクターにわたる強化された調整と統合の重要性を強調した。政府全体にわたるジェンダー・フォーカル・ポイントと専門ユニットは部門別政策と戦略のジェンダー主流化を可能にし、促進していた。

12. 大学、学界及び調査センターとのパートナーシップが、農山漁村地域の女性と女兒の状況について

の拡大された知識に貢献してきた。性別データとジェンダー統計が、より良い政策とプログラムの開発を可能にし、公共の努力と行動に関する説明責任を支援した。発言者の中には、農山漁村女性の生活を捉えるより良い指標を開発するためのステイクホルダーの間の継続中の作業の例を挙げた者もあれば、農山漁村女性と女兒のための「持続可能な開発目標」に向けた進歩を測定する努力の強化を要請した者もあった。

13. 参加者たちは、ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを達成することに向けた努力に関して、農山漁村女性のための団体を支援し強化する必要性を強調した。農山漁村女性の声と参画のための安全で包摂的なスペースを作り出す必要性が、権利を実現するための女性の中の組織化と運動構築を支援する必要性として述べられた。女兒のリーダーシップと声に投資する必要性が明らかにされた。市民社会のための縮小するスペースについての懸念が表明された。

14. ステイクホルダーの間の同盟が、農山漁村女性と女子のために、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の強化された実施に貢献してきた。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と「持続可能な開発目標」は、農山漁村女性と女兒の権利の実現を手助けするための同盟とパートナーシップ構築のための重要なはずみを提供した。地域の努力も国際・地域団体と同様に、農山漁村女性と女兒を支援する際に、重要な役割を果たした。開発協力が、農山漁村女性と女兒の状況を高めることに貢献した。

3月13日(火)午後 第5回会議

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)(並行)

アイルランド、カタール、チュニジア、カナダ、英国、ノルウェー、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アイスランド、ウガンダ、マルタ、アフガニスタン、ヨルダン、モーシャス、カメルーン、コーティヴォワール、スリランカ、コンゴ民主共和国、コスタリカ、タイ、マリ、コモロ、アンゴラ、スーダン、ブルキナファソ、ジンバブエ、南アフリカ、セيشェル、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ルワンダ、モーリタニア、ソマリア、セネガル、パレスチナ国

議事項目 3(a)(継続)

『北京宣言と行動綱領』の実施を促進し、2020年までに具体的結果を達成する」に関する官僚間の高官意見交換対話(並行)

概念文書

全体像

意見交換対話の目的は、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント及びすべての人権と基本的自由の平等な享受を実現するという公約の実施を促進する手段と措置に重点を置くことである。2020年までに具体的成果を達成するための行動に重点を置くことは、委員会が、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの実現を促進するために2020年という年をいかに最もうまく利用するかを検討し、勧告を出すので時宜を得たものである。

政策策定と「北京宣言と行動綱領」及びこれに続く成果のフォローアップ、監視、実施における女性の地位委員会のマンデート、役割及び責任はジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの

実現にとって中枢的重要性を持つ。これは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のフォローアップへの委員会の貢献によってさらに強化される。委員会は、「2030 アジェンダ」の実施の支援、その他の政府間プロセスと機能委員会との協力を含め、国連システムにおけるジェンダー主流化のための触媒的役割も果たす¹。この点で、経済社会理事会は²。機能委員会との意見交換対話を継続して開催するよう委員会を奨励してきた。

CSW59 で採択された「政治宣言」(2015 年)で、閣僚と政府代表は、2030 年までにジェンダー平等と女性のエンパワーメントの完全実現に努めて、「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的な実施を促進し、達成するあらゆる機会とプロセスを利用することにコミットした。

形式と参加

意見交換対話は、政府代表、議員、人権条約機関の代表、国内人権機関の代表、国連システムの代表、市民社会の代表、女性・青年団体の代表、機能委員会の代表、民間セクターの代表及びメディアの代表を含め、様々なステイクホルダーをまとめるであろう。

司会者は、一連の主導的質問(下記参照)を利用して、その意見交換の性質を確保するために対話を導くであろう。閣僚たちは、任意で対話に参加する。発言者のリストはない。しかし、対話に参加したいと思う閣僚たちは、前もってその意図を連絡するよう勧められる。参加者たちは、「行動綱領」の実施と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施において、勢いを促進し、2020 年までに具体的結果を達成するための取る具体的行動を明らかにするよう期待される。

主導的質問

意見交換対話に参加しているステイクホルダーは、以下の質問に対処するよう勧められる:

- ・ [各国政府及びその他のステイクホルダーは]女性と女兒のために 2020 年までに具体的結果を出すためにどのようなカギとなる行動をとり、投資を行うのか? これら結果に向けた進歩はどのように測定されるのか?
- ・ [各国政府及びその他のステイクホルダーは]特定の根強い課題を克服してジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成するために協働とパートナーシップをどのように強化するのか?
- ・ [各国政府及びその他のステイクホルダーは]ジェンダー平等と女性と女兒のエンパメントの実現を優先する際に、どのようにリーダーシップを示し、リーダーシップにおけるどのような好事例が測定できる進歩を遂げてきたのか?

成果

この討論の成果は、ビューローのメンバーを通して、地域グループと相談して準備される委員会議長による概要という形態となる。概要は、「北京宣言と行動綱領」の実施を促進、2020 年までに具体的結果を達成するために参加者がとる具体的行動に光を当てる。

議長: Ms. Kiki Muli Grignon(ケニア)委員会副議長

対話参加者: 委員国: イラン・イスラム共和国、カナダ、中国、エリトリア、カタール、アイルラン

¹ E/RES/2015/6、女性の地位委員会の作業の今後の組織と方法。

² E/RES/2016/2、国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化。

ド、韓国、タイ、トリニダード・トバゴ、コロンビア、エジプト

オブザーヴァー国: 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、エクアドル、ハンガリー、スウェーデン、コスタリカ、ウクライナ、モロッコ、チェコ共和国、イタリア、オーストラリア、ドミニカ共和国、フィリピン

招待者: Ms. Bineta Diop 女性平和安全保障アフリカ連合特使

Mr. Michael O’Flaherty 欧州連合基本的権利機関事務局長

Her Excellency Michaele Jean 国際フランス語圏機構事務局長

Ms. Florence Simbiri 国内人権機関世界同盟(GANIHRI)特使

Ms. Karen Gomez Dumpit フィリピン人権委員会コミッショナー

Ms. Ekaterine Skhiladze ジョージア防衛事務所副防衛官

Ms Sima Samar アフガニスタン独立人権委員会議長

Ms. Zmrlidze zuptryi 法律と慣行における女性差別問題作業部会委員

Ms. Carla Mucavi ニューヨーク国連食糧農業機関リエゾン・オフィス所長

Mr. Melchiade Bukuru ニューヨーク国連砂漠化防止条約リエゾン・オフィス所長

Mr. Bruno Rios Sanchez 第 56 回社会開発委員会副議長

議長概要(E/CN.6/201/16)

1. 2018 年 3 月 13 日に、女性の地位委員会は、「『北京宣言と行動綱領』の実施を促進し、2020 年までに具体的結果を達成する」というトピックに関して意見交換対話を開催した。

2. 女性の地位委員会副議長 Koki Muli Grignon が対話の議長と司会を務め、導入ステートメントとまとめの言葉を行った。11 の加盟国の閣僚と高官と様々なステイクホルダー・グループを代表する 11 名の招待された発言者が対話に参加した。

「北京宣言と行動綱領」の実施を促進する政策措置

3. 参加者たちは、「北京宣言と行動綱領」の促進された実施へのその公約を強調し、第 4 回世界女性会議と「北京宣言と行動綱領」の採択 25 周年に当たる 2020 年までに具体的成果を達成するために、取られた行動と遂げられたまたは計画されている革新を概説した。リーダーシップを示し、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントのための行動を優先し、女性と女児が直面している差別と不平等を撤廃するためにステイクホルダーの間の協働とパートナーシップを強化している各国政府は、促進された進歩という結果となっていた。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と「持続可能な開発目標」は、女性と女児を支援する行動のための勢いに貢献していた。

4. 参加者たちは、ジェンダー平等の公約の実施を促進するために強化され、開発されつつある法律、政策、国内戦略及び行動計画を概説した。そのような措置には、財政・雇用・貧困削減戦略を含め、ジェンダーの視点を政策とプログラムに統合する手段が含まれた。包括的な国内ジェンダー平等戦略、ジェンダーに配慮したサービス、女性の経済的・政治的参画に対す障害を削減する措置の例が示された。女性のための住居・育児・スキル開発のような領域への投資が論じられた。女性に対する暴力をなくす努力の多くの例が、「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、闘うことに関する欧州会議条約」の批准への言及を含め、強調された。発言者たちは、紛争状況で女性が直面している特別な課題を強調し、平和と安全保障に関する公約を強調した。

5. 発言者たちは、例えば、政治的な指導的地位にいる女性の数の増加、女性の平等と労働力への女性の参加率に配分される国内予算の割合によって測定される進歩を示した。性別データの収集とジェンダーに対応した予算編成の実行が、説明責任を確保し、「行動綱領」の促進された実施と「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を育成する重要な手段とみなされた。

6. 参加者たちは、草の根の団体を含めた広範囲のステイクホルダーとの協力が、成功する実施戦略のカギとなる構成要素であることを確認した。多様なステイクホルダーのパートナーシップとセクターにわたる協力も、異なった政府機関の間と国内・地域レベルでの異なった行為者の間の戦略的パートナーシップと同様に述べられた。発言者の中には、若い女性と女兒及び青少年とのさらなるかかわりを要請した者もあった。男性と男児をかかわらせ、良好な男らしさとジェンダー平等の文化の育成が、保健と教育の領域を含めたジェンダー平等のために具体的成果を促進するためのカギとなる戦略であった。

7. CSW62 の優先テーマの状況で、発言者たちは、ジェンダーに対応した気候変動行動、農業の女性、農山漁村の下水道並びに性と生殖に関する健康と家族計画のような領域での政策優先事項を示した。農山漁村地域で暮らす女性と女兒が直面する重複し重なり合う形態の差別に対処することの重要性も優先事項として述べられた。

実施を促進するためのステイクホルダーによる貢献

8. 様々なステイクホルダー・グループの代表者たちは、勢いを促進し、「行動綱領」の実施と「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施において、2020 年までに具体的成果を達成するために行ってきたまたこれから行う具体的な行動を強調した。

9. 国際・地域団体は、世界と地域のジェンダー平等の公約の実施における進歩を追跡する際に、重要な役割を果たした。データを収集し、分析する地域団体による作業は、地域条約や議定書に反映されているように、地域の政策対応を促進してきた。知識、情報、好事例の分かち合いを通して、地域団体間の協働の強化が、実施を促進する重要な手段と考えられた。

10. 発言者たちは、国内人権機関が、その独立した地位と専門知識及び国内の状況での人権状況についての直接的知識を仮定すれば、女性と女兒の人権の推進と尊重において、重要な役割を果たしていると述べた。そのような機関は、「北京宣言と行動綱領」の実施を監視し、国内開発戦略の実施における人権に基づいた取組を推進することにより、ジェンダー平等の公約の促進された実施を支援するそのマンデートを強化できる。女性の地位委員会の作業への国内人権機関の参画は、さらに実施を促進することに貢献できる。

11. 人権条約機関、特別手続き及びメカニズムは、その専門知識とマンデートの領域内で、公約の実施に貢献している。法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会のような特別手続きによって準備されるテーマ別報告書は、人権の推進と保護を強化するその役割内で、人権理事会の作業を支援している。発言者たちは、女子差別撤廃委員会と女性に対する暴力、その原因と結果に関する人権理事会の特別報告者のような特別手続きマンデート保持者の勧告がそのような公約の実施に勢いを加えることも強調した。

12. 参加者たちは、「国内の食糧の安全保障の状況での土地保有・漁業・森林の責任あるガバナンスに

関する任意ガイドライン」の実施を支援することにより、農山漁村女性と女兒をエンパワーする努力において、加盟国を支援する際に、国連システム、特にローマを基盤とした機関の重要な役割を強調した。

13. 発言者たちは、ジェンダーの視点が全システムの作業に統合されなければならないことをさらに強調し、この点で、2020年までに具体的成果を達成するために、経済的・社会的・環境的という持続可能な開発の3つの側面にわたって、より協働的に作業をするよう国連システムに要請した。この点で、参加者たちは、国連システムの政府間機関、特に経済社会理事会の機能委員会との間の交流の強化が、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成における根強いギャップと課題に対する調整された対応の策定を通して促進された実施を支援できることを強調した。

3月14日(水)午前 第6回会議

議事項目 3

一般討論(継続)(並行)

コンゴ共和国、マラウイ、カザフスタン、エジプト、グアテマラ、ウクライナ、ブラジル、イスラエル、ジンバブエ、ルワンダ、イエーメン、セネガル、コモロ、ソマリア、スロヴェニア、ドイツ、ポルトガル、オーストリア、リトアニア、チャド、スウェーデン、ジョージア、ハンガリー、アルゼンチンアラブ首長国連邦、フィリピン、ラオ人民民主主義共和国、ギリシャ、パキスタン、日本

議事項目 3(a)(ii)

提出文書

CSW47の合意結論の実施の見直しに関する事務総長報告書(E/CN.6/2018/4)

意見交換対話(並行)

概念文書

全体像

作業方法に従って、CSWは毎年、以下を含む意見交換対話を通して、その見直しテーマとして、以前の会期の優先テーマに関する合意結論の実施における進歩を評価する:

- (a) 異なった地域の加盟国は、国内及び地域の経験を通して、促進された実施のための手段を明らかにする学んだ教訓、課題及び好事例に関して任意のプレゼンテーションを行うこと。
- (b) 国内・地域・世界レベルでのテーマに関するデータの強化された収集、報告、利用及び分析におけるデータ・ギャップと課題に対処することを通して、促進された実施を支援し、達成する方法。

見直しテーマに関する討論の成果は、ビューローのメンバーを通じた地域グループとの相談で準備される委員会議長による概要という形態となる。

見直しは、国内レベルで見直しテーマに関して遂げられた進歩に関する事務総長報告書(E/CN.6/2018/4)によって支援される。

CSW62の見直しテーマ

CSW62の見直しテーマは、2003年のCSW57の合意結論に含まれている「メディアとICTへの女性の参画とアクセス及び女性の地位の向上とエンパワーメントの道具としてのそのインパクトと利用」とな

る。

この合意結論の見直しは、2003 年以來のメディアと ICT の急速な発展を仮定すれば、時宜を得たものである。その意思決定プロセスと ICT を通して生み出される新しい機会を含め、メディアと ICT への女性のアクセスと参画を高めるために、合意結論は以下を強調した：

1. 資金の配分を優先するのみならず、ジェンダーの視点の統合を優先し、ICT とメディア政策、法律、プログラム、プロジェクト、戦略及び規制・技術手段の開発、実施、監視への女性の早期・完全参画を保障すること。
2. 科学・技術・工学・数学(STEM)のようなメディア・ICT 関連の教科における女兒と女性の教育(正規・非正規)を推進すること。
3. 最高のレベルの意思決定を含め、メディアと ICT セクターの主体性・管理への女性の完全参画を可能にし、保障し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための ICT とニュー・テクノロジーの開発と利用を支援すること。
4. ジェンダーに特化した指標を開発し、メディアと ICT に関連したジェンダーに特化したデータを収集するための統計を編集し、性別・年齢別に分類する努力を強化すること。

任意のプレゼンテーションをする加盟国は、2003 年 3 月の委員会による採択以來の合意結論のこの 4 のカギとなる重点領域の一部またはすべてに明確に対処すべきである。加盟国は、CSW47 の合意結論に応じて取った措置及びそのインパクトまたは結果の具体的例を提供し、カギとなる教訓、ギャップ及び課題のみならず、好事例を明らかにしステイクホルダーとの成功した包摂的協働と合意結論の実施に対する包括的取組を強調すべきである。

見直しのための形式の提案

意見交換対話を可能にするために、約 13 の加盟国が任意のプレゼンテーションを行う。それぞれの任意のプレゼンテーションは、15 分を超えてはならず、「パートナー国」のコメントと質問が続き、プレゼンテーションをする加盟国の短い回答がある。プレゼンテーションをするそれぞれの国は、質問を含め建設的にそのプレゼンテーションをコメントする 2 か国か 3 か国の「パートナー国」を前もって明らかにすることが提案されている。「パートナー国」は、同様の経験に基づいてまたはプレゼンテーションをする国の教訓から利益を受けることを求めるために、プレゼンテーションをする国との継続中の協力に基づいて招かれることもある。プレゼンテーションを行う加盟国は、会場からの討論に貢献するために国連機関を招くことを検討したいと思うかも知れない。

時間割

以下の加盟国が任意のプレゼンテーションをするよう指名されている：**アルゼンチン、コロンビア及びコスタリカ**(ラテンアメリカ・カリブ海諸国グループ)；**サウディアラビアとスリランカ**(アジア太平洋諸国グループ)；**ベルギー、ドイツ及びニュージーランド**(西欧及びその他の諸国グループ)；**ケニア、ナイジェリア及びスーダン**(アフリカ諸国グループ)；**ブルガリアとスロヴァキア**(東欧諸国グループ)。

プレゼンテーションをするそれぞれの国は、「パートナー国」の貢献を促進し、委員会のすべての参加者と情報を分かち合うために、**短い梗概をプレゼンテーションの少なくとも 1 週間前に**、利用できるようにすべきである。

それぞれのプレゼンテーションに約 30 分が割り当てられる(任意のプレゼンテーション、「パートナ

ー」からのコメント及びプレゼンテーションをする国からの回答)。

国連ウィメンからの技術的説明

2018年2月18日に、国連ウィメンは、CSW62で任意のプレゼンテーションをする加盟国のために技術説明会を開催した。第2回説明会は、3月8日に開催される。適用できる場合には、国連ウィメン国別事務所が、任意のプレゼンテーションのための国内相談会と準備を支援する用意がある。

任意のプレゼンテーションの形式

任意のプレゼンテーションは:

- ・国レベルで多様なステイクホルダーの相談会を通して準備するべきである。
- ・CSW47の合意結論に応じて、2003年3月以来取った行動に重点を置くべきである。
- ・合意結論の一つまたは複数の領域をカバーする学んだ教訓、課題、好事例に重点を置くべきである。
- ・できれば市民社会/メディアの代表者を含めた政府の上級役人が主導する3名までの発言者によってプレゼンテーションがされるべきである。
- ・パワーポイントまたは短いビデオが奨励されるべきである(15分の一部として)。

スリランカの梗概

序論

2003年以来、スリランカは、女性のメディアとICT-の参加とアクセスに関してかなりの進歩を遂げてきた。

国の識字率93%というこの地域で最も高い率の一つである状態で、スリランカは、教育の長い歴史を有する。1948年にスリランカが独立国となって以来、識字率と教育達成度は着実に上昇し、今では、青少年の識字率は97%である。スリランカは、1931年に「普遍的成人選挙権」を認めたアジアで最初の国々の一つであった。これに続いて、スリランカは万人のための無償の教育を保障するために、1939年と1945年に法律を制定した。これで、あらゆる階級の男児も女児も教育に無償でアクセスできるようになった。無償の教育への権利は、今では、5歳から16歳までの義務教育も義務付けている「スリランカ憲法」に書かれている。

テロの首枷とこれに伴う2015年以来の特にことジャーナリストと活動家となると、刑事責任免除の文化の下での暗黒時代を経てきた国として、スリランカ政府は、民主主義と「法の支配」の原則に基づく国の価値を積極的に認識してきた。我々は、民主主義の要石は情報の自由であると信じている。 これなくしては、平和、開発、ジェンダー平等、人権の意味ある前進はあり得ない。民主的価値は、開放的な会話とアクティヴィズムのための市民のスペースと機会となる。

スリランカが、ジャーナリストのためにその職務の自由で効果的な遂行を保障し、ジャーナリストに対するすべての攻撃を断固として非難するようにとの国連の呼びかけを歓迎したのは、こういった背景があるからである。同様に、スリランカは、11月2日を「ジャーナリストに対す犯罪に対する刑事責任免除をなくすための国際デー」(IDEI)と宣言した2013年にギリシャのリーダーシップの下で採択された決議を歓迎した。我々は、この地域でのユネスコの努力とリーダーシップも推奨し、支援している。スリランカは、この地域の150名以上の参加者の出席を得て、2017年12月に「ジャーナリストに対す刑事責任免除をなくす」ことに関するユネスコの地域セミナーを開催する栄誉を得た。

昨年 11 月に、スリランカは、女性と女兒に特に重点を置いて、2017 年から 2021 年までの「人権の保護と推進のための国内行動計画」を開始した。この「国内行動計画」は、特に経済的・政治的・文化的領域で、実体的平等を達成する必要性を繰り返し述べている。

成功と好事例

スリランカは、異なったメディアを通して、3つの公式言語で情報の届く範囲を広げることができるようになってきている。これが、代わってすでにジェンダーに配慮した、ジェンダーに対応したプログラム形成を設置している民間セクター、市民社会、学術機関のような通信パートナーと協働している情報センターとウェブサイトのネットワークを築き、強化するという結果となっている。

スリランカでは、IT 識字においても大躍進を遂げてきた。IT 識字が着実に高まっていると述べることを嬉しく思い、この分野で、南アジア諸国の中で最先端の地位を維持し続けている。スリランカは、上位 10 か国の中にある。このデジタル時代に、スリランカは、質の高いインターネットへのアクセスが、表現の自由を可能にする前提条件であるとの考えである。スリランカは、無料の無線 LAN へのアクセスは国民の権利であるとの考えである。多民族・多文化社会として、我々は、多言語インターネット・イニシャティヴにおいても主導しており、我々の地方の言語がインターネットに存在することを促進する技術的条件も設置してきた。

スリランカは、ICT 識字世界で 66 位にある。この業績は、主として国の青少年の間の高い ICT 識字率のためである。日常生活における ICT のインパクトは、着実に伸びている。e-スリランカの夢は、「すべての村、すべての国民、すべての企業に ICT の配当をもたらし、政府が考え活動する方法を変革すること」である。

ICT 機関が、2003 年に「議会法」によって創設され、機関は、経済を発展させ、貧困を削減し、すべてのスリランカ人の生活の質を改善するために、「e-スリランカ道程表」と e-スリランカ・イニシャティヴの実施に対して責任を持つ。しかし、2009 年に開発された ICT 政策は、情報技術ツールへの強化された料金が手頃なアクセスを通して e-スリランカプログラムが青少年と共に女性をパワーすることを目的としているが、ジェンダー平等の視点を欠いている。

ICT には、貧困、時間の欠乏、移動性、文化的タブーを含め、スリランカの女性が直面している障害のいくつかを緩和する可能性がある。情報へのアクセスの高まりは、ICT が女性のエンパワーメントのために提供できる最大の利益である。情報へのアクセスの高まりは、家庭で働く女性の能力の向上、IT セクターでの女性の雇用機会の改善を含め、e-コマースを通じた世界市場へのアクセス、遠隔学習と遠隔仕事プログラムへのアクセスを改善する女性の経済開発のために大いに貢献できる。スリランカ政府は、ICT を女性の経済成長のカギとなる牽引力の一つとして認め、女性のエンパワーメントのために ICT を高める多くのイニシャティヴを取ってきた。

プログラムの中には以下が含まれる:

- ・ネットワークを築き、情報を分かち合い、望むどの教科に関しても知識を更新するために ICT 施設を利用するよう奨励する学校や大学でのプログラム。すべての大学は一年生の学生のための少なくとも 6 か月の ICT スキル開発訓練を行う助成金を受けている。
- ・ ICT 能力開発を通じたスリランカでの女性起業を推進する無線 LAN の Suhuruliya プログラム
- ・ 地域社会団体の構成員、学童・青年・主婦の短・中期起業家がかかわって 5 つの地区で実施されて

きたスマート・サークル・イニシャティヴ

- ・学童のための Nanesala オンライン TV
- ・ICT を通して国民をエンパワーする 1,000 の Nenasala センターの設立
- ・すべての部の事務局での Vidatha センターの設立
- ・性にかかわらず IT スキルへのアクセスを持つ中学校・高等学校での開発されたコンピュータ・センター
- ・農山漁村、農園、及び低所得の都会地域における英語力の欠如という障害を克服するために、シンハラ語とタミール語でのユニコードとフォントが開発されつつある。

スリランカ政府によって、ICT は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進のためのツールの一つとして明らかにされてきた。しかし、男性に比して女性の ICT へのアクセスと利用の低い数を反映して、ジェンダー格差が明らかにされてきた。男性の ICT 識字率は女性の識字率よりも比較的高い。国勢調査・統計局によって行われた国内調査によれば、2016 年に報告された全体的なコンピュータ識字率は 27.5%であった。男性の間のコンピュータ識字率は 29.3%であったが、女性は 26%であった。スリランカ人の 5 分の 1 未満がインターネットを利用しており、家庭のわずか 10%が直接的にアクセスしている。

女性のインターネット利用者は、教育を受けた都会のエリートの小グループに限られていると言われていた。都会と農山漁村の格差と ICT へのアクセスにおけるジェンダー・デジタル格差は依然として根強く、サービスは国全体にわたって統一的にアクセスできるものではない。これは、社会的・文化的要因が情報経済への女性の参画を形成することに向けてかなり貢献していることを明らかにしている。女性の経済的エンパワーメントを促進する情報通信技術の可能性が探求される必要がある。技術は、特に法律執行当局によって対処される必要があるインターネットを通して、女性と女兒の支配と搾取も可能にしている。

これは、政策介入が、女性と女兒を情報技術に包摂し、技術にアクセスする際の基本的格差を埋めるために活動する必要があることを示している。これらすべての介入で、政府は、「機能的技術、特に女性のエンパワーメントを推進する情報通信技術の利用を強化すること」を示す「目標 5」の下のターゲットにコミットしている。

女性のメディアへのアクセス

スリランカにおけるメディアの風景は、新しい情報通信技術の出現で、1995 年以来かなりの変化がみられる。これは、ジェンダー固定観念化の撤廃につながる女性の良好な描き方を通して、女性の地位の向上に貢献する際に、比較的大きな可能性を持つ。メディアは、事件の配慮した報道を通してジェンダーに基づく暴力を撤廃し、一般の人々に暴力根絶に貢献する際のその役割に気付かせることにも貢献できよう。

スリランカにおける女性ジャーナリストの数は、数年にわたって増加してきた。中には、メディアで上級の地位についている者もある。スリランカの女性ジャーナリストは、十分な教育を受けており、男性よりも多くの女性が大学学部卒業後の資格を有していた。メディア省が作成した「倫理規範」は、メディア機関におけるジェンダー差別に対処している。「スリランカ・テレビ法」と「倫理規範」は、スリランカの価値と慣習に従って女性の利益を守り尊重する予防措置を取る必要性を強調している。メデ

ア機関の間のネットワーキングが地方的にも国際的にも、情報共有を通してジェンダー問題の根絶を促進するために開発されている。

メディアにおいて女性をエンパワーする際に遂げられた前進にもかかわらず、主要な課題は、メディア機関によって利益を最大限にする目的で商業的目的のための女性のイメージの利用であった。女性子ども課題省は、現在、すべてのメディア活動における権利に基づく取組を生み出すために、メディアと通信の分野で、専門家の参加を得てメディア政策を開発することにかかわっている。

メディアの領域における顕著な一里塚の一つは、現在完全に事業化されている 2016 年の「情報への権利法第 12 号」の導入である。この「法律」は、開放された政府、国民の統治と説明責任への国民の積極的参画の約束をこれと共にもたらしている。訴えを聞き、申し立てられた犯罪人に対する行動を制度化し、記録の管理と先を見越した開示に関するガイドラインを規定するといったような幅広い権限を付与されている委員会が設立されてきた。委員会は、情報への権利が何の妨げもなくすべての国民によって享受されることを保障することに対して責任を有する。

スリランカ政府は、女性の地位向上のためのメディアと情報技術の重要性とこれにつながるメディア文化を生み出す努力の重要性を実現してきた。

Hon Chandrani Bandara、スリランカ女性子ども課題大臣

質問 1---ネパール

農山漁村女性の CT へのアクセスを改善するためにスリランカはどのような手段を取ってきたのか？

質問 2---ユネスコ

農山漁村女兒と若い女性のための質の高い教育の改善と特に農山漁村女兒と女性に関連して、ICT を含めた教育におけるジェンダー固定観念を撤廃するための措置はあったのか？

質問 3---インドネシア

メディアと ICT へのアクセスについて語る時、紛争が不相応に女性と女兒にインパクトを与えていることを想像する。政府はどのように女性と戦争寡婦の財政的身分証明の問題に対処しているのか？この状況でスリランカにおける女性起業家と女性の経済的リーダーシップについて話していただけないか？

ニュージーランドの梗概

CSW62 で、ニュージーランドの女性課題大臣 Hon Julie Anne Tenter は、カナダ、オーストラリアの代表と共に、デジタルの害について任意のプレゼンテーションを主導する。オーストラリアは、女性と女兒大使の Dr Sharman Stone が代表を務め、カナダは女性の地位議会大臣 Terry Duguid が代表を務める。Genter 大臣は、女性課題省の調査「デジタルの害の考察：ニュージーランドとの女兒と男児のオンライン生活」からの結果を発表する。この調査で、若い人々がどのようにオンラインの世界を理解し、自分たちがさらされている害悪とその型をどのように認識しているかについてジェンダー差があることが分かった。Genter 大臣のプレゼンテーションは、女兒と女性に対するデジタルの害を認めこれに対処することの重要性を強調する。

パワーポイントまたはビデオでの梗概

ベルギー、サウディアラビア、コロンビア、ブルガリア

議長: Ms. Tasuja(エストニア)委員会副議長

報告書紹介: Christine Brautigam 国連ウイメン政府間支援部部長

任意の国別プレゼンテーション

ベルギー: Alexandra Adriaenssens 機会均等局長、Martine Simonis シャーナリスト協会事務局長

パートナー国質問: フランス語圏機構、チュニジア、デンマーク

回答: Adriaenssens

スリランカ: Chandrani Bandara 女性子ども課題大臣

パートナー国質問: ネパール、インドネシア、ユネスコ

回答: Ms. Bandara

コロンビア: Martha Ordonez ジェンダー平等大臣

パートナー国質問: ノルウェー、メキシコ

回答: M. Ordonez

サウディアラビア: Tamader Alrammah 労働・社会開発大臣政務官

パートナー国質問: バーレーン、シンガポール

回答: Ms. Alrammah、学術セクター代表、Abdallah Y. Al-Mouallimi

ニュージーランド: Julie Anne Fwrwe 女性課題大臣

パートナー国質問: オーストラリア、カナダ、レバノン、サモア

回答: Ms. Genter

ブルガリア: Georgi Velikov Panayotov, Genoveva Tisheva ジェンダー調査財団常務理事

パートナー国質問: イタリア、アルメニア

回答: Mr. Panayotov、Ms. Tisheva

議長概要(E/CN.6/2018/17)

1. 2018年3月13日と14日に、一連の意見交換対話の中で、女性の地位委員会は、第49回会期の優先テーマ、つまり、メディアとICTへの女性の参画とアクセス及び女性の地位の向上とエンパワーメントの道具としてのそのインパクトと利用に関する合意結論の実施における進歩を評価した(E/CN.6/2018/4を参照)。委員会副議長 Rens Tasuja(エストニア)と Mauricio Carabali Baquwro(コロンビア)が意見交換対話を司会した。

2. 見直しの一部として、以下の13の加盟国が、任意で、メディアとデジタル時代に女性と女兒が直面する傾向と課題、この課題に対処するために取られた行動とイニシアティブを示した: アルゼンチン、ベルギー、コロンビア、コスタリカ、ドイツ、ケニア、ニュージーランド、ナイジェリア、サウディアラビア、スロヴェニア、スリランカ及びスーダン。プレゼンテーションに続いて、上に述べた国々とパートナーを組んだ加盟国及びその他からの回答とコメントがあった。これらパートナーには、それぞれ、パラグアイ、ブラジル及びメキシコ、国際フランス語圏機関、チュニジアとデンマーク、イタリアとアルメニア、ノルウェーとメキシコ、エルサルヴァドル、モロッコ及びパナマ、ナミビアと中国、ルワンダと南アフリカ、オーストラリア、カナダ、レバノン及びサモア、モロッコ及び英国、バーレーン、及びシンガポール、オランダとブラジル、ネパールとインドネシア、モロッコ、エチオピア、エルサルヴァドル及びパナマが含まれた。

3. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関政府間支援部部長である Christine Brautigam は、34 の加盟国からのインプットとその他の情報に基づいた見直しテーマに関する事務総長報告書のプレゼンテーションを行った。この報告書は、政策統合を強化し、国内の持続可能な開発、ICT とジェンダー平等戦略、行動計画と資金の配分、ジェンダー・デジタル格差を埋めるための女性と女児の ICT へのアクセスと利用の改善及び証拠基盤の強化によって、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントとその人権を推進する措置を明らかにした。
4. すべてのプレゼンテーションを行った国々は、デジタル時代が、経済的・社会的・政治的生活の多くの側面を急速に変革しなければならず、また変革し続けていることを認めた。これには、コンテンツの創出、情報へのアクセスと普及、教育と学習、保健ケアのようなサービスへのアクセス、商業と金融のような分野における仕事と雇用の形態に幅広い意味合いを持つ労働と交流の方法が含まれた。プレゼンテーションを行った国々の多くで、多くの e-政府イニシアティブを含めた国内 ICT 戦略と政策へのジェンダーの視点の統合が、機会を高め、デジタル時代に女性と女児が遭遇する課題に積極的に対応する行動のための堅固な基礎を提供していた。
5. 同時に、デジタル時代とオンライン・メディアを含めた幅広い ICT の利用が、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範の永続化に関連した課題も提起し、女性と女児の安全とプライバシーに新たな脅威を生み出す。これらは、サイバー暴力、セクシュアル・ハラスメント及び脅しから、身体的属性、役割と期待、職業と活動を含め、ジェンダー不平等を永続化する女性と女児の描き方にまでわたることもある。
6. プレゼンテーションを行った国々の中には、科学・技術・工学・数学、特にコンピュータ科学教育の分野で、男児と男性に比べて、より低い女児と女性の就学率と引き留め率を反映して、ジェンダー・デジタル格差の根強さまたは拡大さえも強調したところもあった。同じような傾向が、女性ジャーナリストが依然として大きく男性ジャーナリストの数に後れを取っており、編集者を含めたトップの女性ジャーナリストの数が減っており、時には劇的に減っているメディア・セクターで同様の傾向が観察された。ベルギーでは、研究と調査を通してこれが示されており、あるジャーナリスト協会が、平等と多様性を支持する情報源の多様化を促進するために、「エキスパートリア」と呼ばれるツールを開発した。
7. 国々は、オンラインでのジェンダー固定観念とデジタル害悪に対処する努力について報告した。スロヴァキアの「私はノーと言うのだから」キャンペーンは、性暴力についての意識を高めことを目的としたが、一般の人々の性暴力を容認する態度が減り、そのような暴力に対応する女性の能力が改善されるという結果となった。ニュージーランドは、デジタル害悪のジェンダー化した性質に関する調査を行い、これが若い人々のオンライン生活に光を当てた。ジェンダーに特化した結果は、オンラインでどのように安全でいられるかについての教育と意識啓発を通し、デジタル・ツールを開発する際に特に若い女性をかかわらせることによって、若い人々をエンパワーする必要性を明確に示した。
8. ジェンダー固定観念に対処するために、ドイツは、男性のスポーツ協会に対抗して、女性と女児の間でスポーツの人気を高める女性スポーツ選手の多様性と成功を推進することを目的とした「サッカーを発見しよう！」イニシアティブを開始した。アルゼンチンとコスタリカは、メディアにおける象徴的暴力、ヘイト・スピーチ、ハラスメントを防止し、監視するための情報法と規制的枠組に関して報告した。ケニアは、暴力地図を作成し、データを集め、サヴァイヴァーに基本的情報と支援へのアクセスを

提供することを含め、ジェンダーに基づく暴力と取り組むためにハッキング技術を利用してきた。

9. 多くのプレゼンテーションは、農山漁村域で暮らしている女性や障害を持つ女性を含め、特に女性が業績を上げて、ICT 技術がどのように経済機会とサービスへのアクセスを広げてきたかを示した。ナイジェリアの「E-財布」農業計画は、女性が比較的大きな利益率で仲介者なしで種子、肥料、農薬のような農業インプットに直接アクセスできるようにした。スーダンのゲジラ家庭医療プロジェクトは、医療ディスプレイ・デバイス、ウェブカム、電子医療ソフトウェアを通して、地理的障害を克服するために、医療職員間のオンライン交流のために、医療施設が ICT を利用している農山漁村地域でアクセスでき、料金が手頃なプライマリー・ヘルスケアを提供してきた。ケニアのエムペサ・モバイル仮想通貨サービスは、伝統的な銀行セクターからは排除されてきた何百人もの女性と女兒に金融へのアクセスを提供してきた。総計 10 人中 9 人までのケニア人が、今ではエムペサを通して金融サービスにアクセスしている。コスタリカでは、遠隔地での地方のラジオ局が、自分たちの権利について農山漁村地域の女性と女兒の間で意識を高める手助けをしてきた。コロンビアは、障害を持つ女性と女性のケア提供者の間で ICT へのアクセスと利用と所有を推進してきた。アルゼンチンは、経済と起業及び市場にアクセスする際の女性の参画を高めるために、デジタル変革に女性を含めことに重点を置いてきた。

10. 政策、戦略、特別プログラムは、女性と女兒の ICT への参画と彼女たちの IT 識字を改善することを目的としてきた。例えば、スラランカは、「e-スラランカ」プログラムの実施の結果として、女性と女兒の間の IT 識字の維持される改善を報告した。カギとなる構成要素は、ICT ツールと多言語のインターネット資料への増加する、料金が手頃なアクセスを通して女性と若者のエンパワーメントを強化することであった。サウディアラビアの ICT 戦略の構成要素は、女性の ICT 専門家を雇用する雇用者のための助成された社会的安全保障のような奨学金や奨励策を提供することにより、ICT セクターへの女兒と女性の参入を奨励することであった。コロンビアのデジタル市民プログラムは、とりわけ、デジタル識字、コミュニケーション、貿易、安全保障及び法律に重点を置き、女性と女兒にとって利益となるインパクトを示してきた。デジタル・セクターへの女性の参画を高めるためのブルガリアのプログラムは、育児サービス及びその他の型の支援を通して、ICT 分野での女性のキャリアを支援する措置で、訓練、スキル向上、デジタル識字をつなぎ合わせることによって、ワーク・ライフ・バランスを向上させることを目的とした。ナイジェリアは、GEM(ジェンダー平等主流化)-TECH 賞を含め、女性を ICT 分野に引き付けるためアプリケーションや賞を設置した。

11. プレゼンテーションの中には、メディアにおける女性の代表者数を増やす方法を示すものもあった。ドイツでは、メディアと ICT セクターにおけるジェンダー・バランスを達成することに向けた努力には、クォータ制の利用が含まれていた。ベルギーとスロヴァキアは、さらなる代表者数を達成し、提唱者や専門家のネットワークを拡大するためのみならず、ジャーナリズム、ICT 及び銀行業を含めた異なった分野の専門知識を持つ女性の名簿やデータベースを、雇用者が候補者のプールを広げるための重要な資料として利用していた。

12. プレゼンテーションを行った者たちは、政府、市民社会団体、メディアと民間セクターの間の包括的なパートナーシップが、公・民パートナーシップを含め、ICT への女性と女兒のアクセスと利用を高めるためのカギとなる戦略であることで合意した。コスタリカでは、公・民パートナーシップが、正規・非正規教育を通して ICT 分野における若い女性の参画を奨励する政府プログラムの拡大を可能にしてきた。そのようなパートナーシップは、農山漁村・遠隔地域でブロードバンドの利用可能性を拡大す

る手助けをし、例えば女性農業者のためのオンライン情報へのより良いアクセスを可能にしてきた。

3月14日(水)午後 第7回会議

議事項目3(継続)

法律と慣行における女性差別に関する人権理事会作業部会議長ステートメント

Elizabeth Broderick

一般討論(継続)(並行)

モンゴル、イラン・イスラム共和国、タンザニア連合共和国、コロンビア、ナミビア、インド、エルサルバドル、ベルギー、メキシコ、スロヴァキア、トーゴ、マダガスカル、ギニア、シンガポール、ブルンディ、レバノン、ボリヴィア多民族国家、ポーランド、ニカラグア、キューバ、イラク、ヴェトナム、イタリア、キプロス、ラトヴィア、ボツワナ、オマーン、ホーリーシー

議事項目3(a)(ii)(継続)

意見交換対話(継続)(並行)

パワーポイントまたはビデオでの梗概

ケニア、ドイツ、アルゼンチン、スーダン、コスタリカ、ナイジェリア

議長: Mr. Mauricio Carabali Bquero(コロンビア)委員会副議長

任意の国別プレゼンテーション

ケニア: Rachel Shebesh 公共サービス・青年・ジェンダー問題省

パートナー国質問: ルワンダ、南アフリカ、食糧農業機関(FAO)

回答: Ms Shebesh

ドイツ: Elke Ferner 家族問題・高齢者・女性・青年課題大臣政務官、Discover Football 代表

パートナー国質問: ナミビア、中国

回答: Ms. Ferner

アルゼンチン: Fabiana Tunez 国立女性機関事務局長、Helen Estrada 女性の経済的エンパワーメント・センター、Pamela Martin Garcia 女性開発センター

パートナー国質問: パラグアイ、ブラジル、メキシコ

回答: Ms. Tunez、Ms. Estrada、Ms. Martin Garcia

スーダン: Nawai Ahmed Muktar、Farida Hassan 安全保障・社会開発大臣

パートナー国質問: モロッコ、エチオピア

回答: Alejandra Mora Mora 女性の地位問題大臣

コスタリカ: Aleandra Mora Mora 女性の地位問題大臣

パートナー国質問: エルサルバドル、パナマ

回答: Ms Mora Mora

ナイジェリア: Aisha Jummai Al-Hassan 女性課題社会開発大臣

パートナー国質問: モロッコ、英国

回答: Ms. Al-Hassan

3月15日(木)午前 第8回会議

議事項目 3(a)(ii)(継続)

意見交換対話(継続)

ビデオでの梗概

スロヴァキア

議長: Her Excellency Ms. Geraldine Byrne Nason(アイルランド)委員会副議長

任意の国別プレゼンテーション

スロヴァキア: Lubica Rozborova

パートナー国質問: オランダ、ブラジル

回答: Ms. Rozborova

ステートメント: マリ

議長概要 (E/CN.6/2018/17)

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

ノルウェー、韓国、タジキスタン、チリ、中国、赤道ギニア、ロシア連邦、フィジー、オランダ、レソト、クロアチア、セントキッツ・ネヴィス、インドネシア、キルギスタン、アルメニア、アンドラ、トンガ、モルディヴ、ソロモン諸島、ヴァヌアトゥ、タジキスタン、ネパール、サモア、朝鮮民主主義人民共和国、ブルガリア、モナコ、モンテネグロ、ミャンマー、スーダン

3月15日(木)午後 第9回会議

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

クウェート、エリトリア、ジャマイカ、リビア、米国、アゼルバイジャン、ガボン、カーボヴェルデ、東ティモール、スリナム、アフリカ連合、国際法開発団体、アラブ諸国連盟、西アフリカ諸国経済共同体、英連邦事務局、マルタ騎士団、列国議会同盟、国連人間居住計画、世界保健機関、国連食糧農業機関、国際電気通信連合、国連工業開発機関、ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会(アフリカ経済委員会、アジア太平洋経済社会委員会、欧州経済委員会、西アジア経済社会委員会、地域委員会ニューヨーク事務所を代表)、国際貿易センター、国連エイズ合同計画、国連プロジェクト・サーヴィス事務所、アジア太平洋女性リソース調査センター、Fundacion BBVA para Estudio Investigacion de la Mujer、世界寡婦基金、先住民族情報ネットワーク

答弁権行使

日本、朝鮮民主主義人民共和国

3月16日(金)午前 第10回会議

議事項目 3(a)(i)(継続)

「持続可能な開発目標」に到達する際の女性の土地所有権と保有権の安全保障の役割に関する意見交換専門家パネル討論

概念メモ

序論

優先テーマ「ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成する際の課題と機会」の下で、CSW62は、「農山漁村女性の土地の権利と保有権の安全保障に関する意見交換専門家パネルを開催する。

意見交換専門家パネルは、SDGsの達成のための農山漁村女性の土地所有権・保有権の役割に関する意見、経験及び新しい洞察を交換し、実施を促進するために、カギとなる政策イニシアティブを明らかにする機会である。さらなる行動のための対話とコミットメントを強化するために、達成された結果が強調される。

背景

農山漁村女性が土地と天然資源の管理にアクセスし、利用し、意思決定する程度が、彼女たちがその人権を享受できる程度の重要な決定要因である。生計、保健、安全保障、文化、地域社会の権利に対する土地の重要性に加えて、土地への安全なアクセスと管理は、差別のインパクトを減らし、女性に対する暴力の程度さえ減らすことができる。土地及びその他の生産資源への女性の権利を確保することは、農山漁村女性と女児のための改善された家庭の福祉と幅広い利益と相関関係にある。女性は、家族、家庭、地域社会でより強い意思決定力と経済的自立を得る。安全な土地保有権は、女性の社会的・政治的地位を高め、しばしば経済的正義への道を強化する。

農山漁村女性の土地の権利には、地域社会・慣習・集団・合同・個人を含め、多様な土地保有制度における土地とその資源の所有権、管理権、アクセスまたは利用権が含まれる。女性は男性よりも土地の権利が少ないのみならず、女性は男性の家族を通して権利を保有し、離婚、寡婦、男性家族の移動の場合に権利を失う危険にさらされることを意味するいわゆる二次的な土地の権利にしばしば限られる。多くの女性の土地の権利は、たとえ成文法または法改革によって認められている時でさえ、慣習法によって制限される。女性が完全に直接的な土地への権利を持つことは減多になく、男性の親戚を通して二次的な主張者として交渉しなければならない³。

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」(A/RES/70/1)は、貧困根絶への基本的関連性を認めて(目標 1)、食糧と栄養の安全保障を確保し(目標 2)、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成し(目標 5)、持続可能な都市を育成し(目標 11)、土地の上での生活を保護し(目標 15)、土地の権利を世界の開発優先事項の核心に位置付けている。安全な土地の権利は、平和で包摂的な社会を含め、その他のSDGsを達成することにも貢献する。「2030 アジェンダ」は、SDGs全体にわたって土地の所有権と保有権の安全保障に関する7つのターゲットと6つの指標を推進し、これに対する進歩は、性別デ

³ E.CN.6/2018/3を参照。

ータを通して測定され、監視されることになっている。女性の土地所有権と保有権の安全保障に特に関連する3つの指標は、安全な土地所有権に関するSDG1.4.2、農地への権利に関するSDG5.a.1、及び土地及び土地の管理への女性の平等な権利を保障する慣習法を含めた法的枠組に関するSDG5.a.2である。

意見交換専門家パネルは、SDGsを達成する際の農山漁村女性の土地所有権と保有権の安全保障の役割をより良く理解するためにこれら及びその他のテーマを探求するであろう。

形式、トピック、質問の提案

意見交換専門家パネルは、委員会ビューローのメンバーによって司会されるであろう。専門家パネルは、学会、市民社会、国連システムからの専門家の短いプレゼンテーションで始まり(8-10分)、パネリストに宛てた加盟国及びその他のステイクホルダーからのコメント、質問及び寄稿がこれに続く。

検討のための質問

1. 異なったステイクホルダー(各国政府、市民社会団体、地域社会指導者、女性団体、ジェンダー平等提唱者、国際団体)はどのように農山漁村女性の土地所有権・保有権の安全保障を確保できるのか?
2. 慣習法の法的枠組においても成文法の法的枠組においても、司法へのアクセスの例を含め、農山漁村女性の土地所有権と保有権の安全保障を推進し保護する効果的な国内法、政策、プログラムの例は何か? そのような措置のインパクトは何であったか、結果がどのように追跡されたか?
3. 女性の土地所有権と保有権の安全保障がどのように「持続可能な開発目標」の達成に貢献するかに関する証拠の例は何か? 農山漁村女性の土地所有権と保有権の安全保障の実現に関する進歩の測定を強化するために、地方及び国のステイクホルダーによってどのような手段が必要とされたか?

成果

討論の成果は、ビューローのメンバーを通して他地域グループとの協働で準備される委員会議長による概要という形態となるであろう。

司会者: Mr. Shah Asif Rahman(バングラデシュ)委員会副議長

ステートメント: Her Excellency Alicia Buentrostro Massieu(メキシコ)麻薬委員会議長

パネリストによるプレゼンテーション

1. Ms. Naela Gabr 女子差別撤廃委員会委員
2. Ms. Rea Abada Chiongson 国際開発法団体ジェンダー上級法律顧問
3. Mr. Robert P. Ndugwa 国連人間居住計画調査能力開発局世界都会観測所(データ統計ユニット)所長
4. Tzili Mor ジェンダー公正と法律国際行動ネットワーク理事
5. Yolanda Teran Maigun ラテンアメリカ・カリブは海地域生物多様性に関する先住民族女性ネットワーク・教育と文化コーディネーター

(パネリスト提出の文書は、「CSW62 会議記録付録」を参照)

意見交換対話

イラン・イスラム共和国、タンザニア連合共和国、コロンビア、ケニア、エジプト、スイス、メキシコ、ガンビア、ガンビア世界国際公共サービス、スペイン Dones per la Liberta I Democracia、ザンビア NGO 調整委員会、オーストラリアカトリック女性連盟 Inc.

議長概要(E/CN.6/2018/18)

1. 2018年3月16日に、女性の地位委員会は、「持続可能な開発目標に到達する際の農山漁村女性の土地の権利と土地保有の安全保障の役割」というトピックに関する意見交換対話を開催した。この専門家パネルへの参加者たちは、今後の行動のための対話と公約を強化し、達成された結果を強調して、このトピックに関する見解、経験、洞察を交換した。委員会副議長の Shah Asif Rahman(バングラデシュ)が討論を司会した。

2. 専門家パネルのメンバーは: Rea Abada Chiongson 国際開発法団体ジェンダー上級法律顧問、Naela Gabr 女子差別撤廃委員会委員、Yolanda Teran Maigua ラテンアメリカ・カリブ海生物多様先住民族女性ネットワーク教育文化コーディネーター、Tzili Mor ジェンダー平等法律国際行動ネットワーク理事、Robert P. Ndugwa 国連人間居住計画(国連ハビタット)世界都会観測所所長であった。8つの加盟国と4つの市民社会団体の代表がパネリストとの討論にかかわった。

状況

3. 農山漁村女性の土地の権利と土地保有の安全保障は、女性の経済的エンパワーメントに貢献し、ジェンダーに基づく暴力を抑制し、ジェンダー平等を推進して、持続可能な開発と分けがたく関連している。多くの国々での農山漁村の土地は、慣習的な共同体組織の下に置かれているが、3億7,000万人の先住民族を含めた約25億人の人々は、法的に認められた権利を欠いている。多くの農山漁村地域で、女性は農地の20%以下を占めている。

4. 世界的な規範枠組は、土地の権利の享受において農山漁村女性が直面している課題に対処するための強力な基盤を提供している。特に、農山漁村女性の権利は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第14条の下で保護されている。彼女たちの権利は、「生物多様性条約」と「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公平で公正な共有に関する生物多様性条約の名古屋議定書」及び「先住民族の権利に関する国連宣言」のようなその他の文書にも書かれている。

5. 土地への女性の権利を確保することは、貧困を削減し、生産性、食糧の安全保障及び地域社会の健康を向上させる際に役立つ。保全努力、生物多様性の保護、気候変動のインパクトの緩和にも貢献する。女性の土地の権利は、教育、ディーセント・ワーク、気候変動及び飢餓をなくすことのような「持続可能な開発目標」のいくつかと相関関係にある。「目標1」と「5」のいくつかの指標、特に指標1.4.2, 5.A.1及び5.A.2は、女性の土地の権利の確保に関する進歩を監視するために立案されている。

6. 農山漁村女性と女兒の権利の保護、比較的強力な機関、女性の参画とリーダーシップ及び意識啓発が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成に立ちほだかる根強い組織的障害に対処するために必要とされる。

土地の権利と土地保有の安全保障に関するジェンダーの視点

7. 土地は、伝統的に相続と婚姻を通して所有され、権力と身分と相関関係にある。成文法と慣習法制度は、時には、共存しており、土地の権利を確保する際に女性にとって課題を生み出している。慣習法を無視すれば、女性は共同で所有されている土地へのアクセスを妨げられるかも知れず、それによって女性の土地の権利の慣習的保護を制限されるかもしれない。

8. 共同土地所有と土地保有制度は、農山漁村女性が女性の土地権を獲得する重要な道である。女性は、

成文法と慣習法制度の下でその権利についての完全で情報を得た知識を持っていなければならない、正規・非正規の土地制度においてその権利を支持する意思決定にかかわり、参加しなければならない。

9. 大規模な公共・民間投資を通じた土地の商業化は、農山漁村女性の生計と対処されなければならないニーズに影響を与えている。各国政府は、農山漁村地域で暮らしている女性の土地の権利の享受に活動が影響を与える場合には、多国籍企業に説明責任を持たせる必要がある。環境悪化、紛争、マクロ経済政策、重複し重なり合う形態の差別のような女性の土地の権利に対するその他の課題も、対処される必要がある。

10. 女性の土地の権利と土地保有の安全保障に関するジェンダーに対応した法律と政策の実施は、強化される必要があり、法律・政策・プログラムにおけるジェンダーに基づく差別は撤廃される必要がある。人権に関する教育、司法へのアクセス及び効果的な救済策が、その土地の権利を主張する女性を完全にエンパワーするために必要とされる。能力開発と訓練も、女性の土地への権利と土地保有の安全保障を保護し支持するために、政府や伝統的組織の意思決定者を対象にしなければならない。

11. 農山漁村女性の土地の権利に関するデータは乏しい。「持続可能な開発目標」の指標は、性別及びその他の要因別の質的・量的データの収集と分析のための勢いを生み出している。データ収集と利用を強化し、並びに女性の土地所有権と利用及びそれが女性のエンパワーメントとその他の権利の享受に与えるインパクトに関する質的調査を行うために、政府とその他のステイクホルダー、特に市民社会団体と開発パートナーとの間のさらなる協働のための機会が存在する。

前進の道

12. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、ジェンダー平等と農山漁村で暮らしている女性と女児のエンパワーメントの実現に向けた包括的取組のための強力な枠組を提供している。従って、「2030 アジェンダ」を実施する努力には、その土地の権利と土地保有権の安全保障に特に重点を置いて、そのような女性と女児の利益のための対象を絞った措置が含まれるべきである。

13. 政策アドヴォカシー、意識啓発及び能力開発措置には、女性の土地の権利への重点が含まれるべきである。各国政府は、特に複数の法制度が存在する場合には、国内の法的枠組を強化し、差別的な法律を改正するべきである。各国政府は、農山漁村地域で暮らしている女性の権利、ニーズ、優先事項を支援して、土地に関するジェンダーに対応した政策の実施も保障するべきである。

14. 市民社会団体は、否定的な社会規範とジェンダー固定観念に挑戦し、非差別的な慣習法と成文法の実施を提唱し、説明責任を要求して、女性の土地の権利に関する意識を啓発する際に、優れた役割を果たしている。地域社会のリーダーたちは、土地を所有しまたは相続し、関連する事柄を決定することに関連する差別的慣行を撤廃する手助けをする際に、果たすべきはっきりとした役割がある。

3月16日(金)午後 第11回会議

議事項目 3(a)(ii)(継続)

「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する進歩を測定するための革新的なデータの取組」に関する意見交換専門家パネル

概念メモ

全体像

CSW62は、「メディアとICTへの女性の参画とアクセスと女性の地位の向上とエンパワーメントのための道具としてのそのインパクトと利用」に関するCSW47(2003年)の合意結論の実施における進歩をその見直しテーマとして評価する。2018年3月15日に行われることが計画されている加盟国の任意のプレゼンテーションに加えて、この評価には、国内・地域・世界レベルでの見直しテーマに関するジェンダー統計の利用可能性とその利用を強化する必要性に関する意見交換討論が含まれる(3月16日 3.00p.m.-6.00p.m.)。

ジェンダー統計の利用可能性を高める必要性とその利用も、特に現在SDGsのジェンダーに特化した要素を監視する情報が指標の4分の1以下でしか利用できないので、「持続可能な開発目標(SDGs)」の状況のみならず委員会の優先テーマにおいてもカギとなる要素である。ニュー・テクノロジーの開発と利用を通じた異なったデータ源のさらなる相互運用可能性は、ジェンダー・データ・ギャップに対処するための重要な機会を提供できる。

意見交換専門家パネルは、性別データとジェンダー統計の収集、報告、分析、普及を改善するためにデータ・ギャップと課題に対処する機会を提供するであろう。コンピュータの急速な進歩、予算の削減、さらなる需要のために、ビッグ・データ---携帯電話、ソーシャル・メディア、地理空間情報等をいう---のような代替のデータ源が、国の統計局、政府、企業及び市民社会団体を含めたあらゆる分野で、リアルタイムの情報を生み出し、分析を改善し、人々の行動を調査し、より時宜を得た関連統計を提供するためにますます用いられている。関連する時宜を得たデータがしばしば欠如しているジェンダー統計のような領域で、ビッグ・データは、ジェンダー・データ・ギャップを埋める方法としてますます利用されつつある。

意見交換専門家パネルは、どのように従来のデータ源が、従来のものではないデータ源と相俟って、ジェンダー・データ・ギャップを埋め、女兒と女性の生活のカギとなる側面に関する理解を改善するために利用できるかを強調するであろう。パネルは、ジェンダーの視点からビッグ・データの利用と誤用の可能性も討議し、ビッグ・データがジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントのための行動を促進するために貢献できる条件を探求し、国家と非国家行為者がデジタル時代のデータ・ガバナンスを改善するために果たすことができ役割を討議するであろう。パートナーシップを育成し、新しいデータ源と伝統的データ源の統合と利用のための機能的環境を醸成する際の好事例が討議されるであろう。

形式・トピック・質問の提案

意見交換専門家パネルは、国内ジェンダー平等機構、学界、市民社会団体、国内統計事務所からの5名の専門家の短いプレゼンテーション(8-10分)で始まり、パネリストに向けた加盟国とその他のステイクホルダーからの質問と寄稿が続く。

パネルは、以下の2つのカギとなる領域に重点を置く:

トピック 1: 女性と女兒のための「持続可能な開発目標」の効果的監視と実施のためのジェンダー・データ・ギャップを埋めることとビッグ・データの役割

トピック 2: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントをめぐる世界・地域・国内公約を実施する際

の ICT の利用に対する機会と課題

討論を導く質問の提案

- ・国内のジェンダー平等機構、学界、市民社会団体、国内統計局は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進するツールとしてどのように ICT を利用できるのか？
- ・ビッグ・データのような従来のものではないデータ源は、ジェンダー・データ・ギャップを埋め、女性と女児の生活のカギとなる側面についての理解を改善するためにどのように利用できるのか？ 世界・地域・国内レベルで、公式の統計制度はどのようにこの新しい現実に適合できるのか？ これらが直面する課題は何か？ 非伝統的データ源の利用における好事例は何か？
- ・どのような条件の下で、ビッグ・データは、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワメントのための行動を促進できるのか？ デジタル時代のデータ・ガバナンスはジェンダー平等と女性と女児のエンパワメントを支援してどのように改善できるのか？ 国家・非国家行為者の役割は何か？

成果

討論の成果は、ビューローのメンバーを通して地域グループとの相談で準備され、データとジェンダー統計の利用可能性と利用を強化するための委員会議長による概要という形式をとるであろう。

議長: Her Excellency Ms Koki Muli Grignon(ケニア)委員会副議長

パネリストによるプレゼンテーション:

1. Ms. Nandini Chami 変革のための IT 上級調査員:
2. Mr. Steve MacFeely 国連貿易開発会議統計局長:
3. Mr. Jaime Sebastian Lobo Tovar コロンビア国立行政統計局ジェンダー統計作業部会委員
4. Ms. Nnenna Nwakanma 全世界ウェブ財団上級政策マネージャー
5. Irena Krizan 国際統計機関

(パネリスト提出の文書は、「CSW62 会議記録付録」を参照)

意見交換討論

カタール、カナダ、中国、エリトリア、ナミビア、イタリア、ウガンダ、アフガニスタン、コーティヴォワール、WePower、プロジェクト 1948 財団、Imam Ali の一般学生救援協会、Fundacion Microfinanzas BBV、国連ウィメンと差別禁止アドヴォキッツ国際センター米国委員会

議長概要(2018 年 4 月 19 日現在未ポスト)

3 月 21 日(水)午前 第 12 回会議

議事項目 4: 女性の地位に関する通報
(非公開会議)

議事項目 5: 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ

口頭による決定

委員会は提出された文書 E/CN.6/2018/10 と E/CN.6/2018/11 に留意

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

バングラデシュ、ACT 同盟---教会合同行動、アムネスティ・インターナショナル、世界地方女性協会、カナダ大学女性連盟、キリスト教徒援助、女性の人身取引禁止連合、よき羊飼いの慈善聖母の会衆、食糧第一情報行動ネットワーク(FIAN インターナショナル)、医学生協会国際連盟、国際労働組合総連合、ルーテル世界連盟、海外開発機関、ソロプティミスト・インターナショナル、聖杯、視覚障害者英連邦協会(サイトセイヴァーズ)、ユニフェム米国委員会(米国情連ウィメン国内委員会)、ヴァージニア・ギルダースリーヴ国際基金 Inc、性と生殖に関する権利女性世界ネットワーク、ガール・ガイド・ガール・スカウト世界協会、開発途上国との協力ヒューマニスト機関

3月23日(金)午前 第13回会議

議事項目 2: アジェンダの採択及びその他の組織上の問題

決議の採択

1. 女性の地位委員会の今後の組織と作業方法(E/CN.6/2018/L.6)---PBI なし

主提案者: 女性の地位委員会議長

コンセンサスで決議を採択

決議内容

経済社会理事会は、

1995年9月に北京で開催された第4回世界女性会議の重要性を認め、

経済社会理事会が、2016年6月2日のその決議 2016/3 で、それぞれの見直しサイクルで具体的結果を達成するために、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの実現を促進できるように、第4回世界女性会議の25周年に当たる2020年をどのように最もうまく利用できるかに関して第62回会期で勧告を検討して出せるように女性の地位委員会に要請したことを想起し、

それぞれの見直しサイクルで具体的結果を達成し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」⁴の完全実現へのジェンダーの視点の貢献を通して、2030年までにジェンダー平等と女性のエンパワーメントの完全実現のために努力するために、「北京宣言と行動綱領」⁵の完全で効果的实施を促進し、達成するために2015年とそれ以降のすべての機会とプロセスを利用するというコミットメントを繰り返し述べ、

A. 2020年の女性の地位委員会のテーマ

1. 2020年の第64回会期で、女性の地位委員会は、「行動綱領」の実施とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成とジェンダーの視点を通じた「持続可能な開発 2030 アジェンダ」⁴の完全実現に向けたその貢献に影響を及ぼす現在の課題の評価を含め、「北京宣言と行動綱領」⁵及び第23回特別総会の成果⁶の実施の見直しと評価を行う。

⁴ 総会決議 70/1 号。

⁵ 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録I及びII。

⁶ 総会決議 S-23/2、付録、及び決議 S-23/3、付録。

2. 「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の実施において遂げた進歩と遭遇した課題の国内レベルでの包括的見直しを行うようすべての国々に要請し、地域レベルでの政府間プロセスの成果が CSW64 によって行われる 2020 年の見直しに貢献できるように地域見直しを行うよう地域委員会を奨励する。

3. 「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の実施において、市民社会、特に NGO と女性団体並びに存在する場合には国内人権機関の役割と貢献を支援し続けるよう各国政府を強く奨励し、この点で、その経験と専門知識から利益を受けのために、2020 年の見直しの準備に関してあらゆるレベルの関連ステイクホルダーと協働するよう各国政府に要請する。

B. 2021 年とそれ以降の女性の地位委員会のテーマ

4. 今後の複数年にわたる作業計画を決定するよう CSW64 に要請する。

5. 2021 年及びそれ以降の委員会の優先テーマと見直しテーマに関する提案を含む提案を CSW64 に提出するよう事務総長に要請する。

2. 第 4 回世界女性会議の 25 周年(E/CN.6/2018/L.7)---PBI あり

主提案者: 委員会議長

コンセンサスで決議を採択

決議内容

経済社会理事会は、

1995 年 9 月に北京で開催された第 4 回世界女性会議の重要性を認め、

経済社会理事会が、その 2016 年 6 月 2 日の決議 2016/3 号で、それぞれの見直しサイクルで具体的な成果を達成するために、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの実現を促進できるように、第 4 回世界女性会議の 25 の周年に当たって 2020 年という年をどのように最もうまく利用できるかに関して CSW62 で検討し、勧告を出すよう CSW に要請したことを想起し、

1. ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの実現を促進できるように、第 4 回世界女性会議の 25 周年を祝うために、総会の一日の高官会議が、第 75 回総会の一般討論の合間に開催され、高官会議の成果が議長概要という形式をとることを総会に勧告することを決定する。

2. 総会議長が、総会の高官会議の組織上の取り決めを完成するための協議を行うことを勧告する。

3. 合意結論「ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成する際の課題と機会(E/CN.6/2018/L.8)---PBI なし

コンセンサスで合意結論を採択

採択後ステートメント: エルサルヴァドル(アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、ベリーズ、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー及びウルグアイを代表)、英国(欧州連合を代表)、バーレーン(アラブ諸国グループを代表)、イラン・イスラム共和国、チュニジア、インド、イエメン、ガンビア(アフリカ・グループを代表)、米国、モーリタニア、パプアニューギニア(オーストラリア、フィジー、キリバティ、ミクロネシア連邦国家、ナウル、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニ

ア、マーシャル諸島、サモア、ソロモン諸島、トンガ、トゥヴァル、ヴァヌアトゥを代表)、モロッコ、サウディアラビア、レバノン、ハンガリー、スーダン、ホーリーシー

合意結論内容

1. CSW は、「北京宣言と行動綱領」、第 23 回特別総会の成果文書及び第 4 回世界女性会議の 10 周年、15 周年、20 周年に当たって委員会によって採択された宣言を再確認する。
2. CSW は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」及びその選択議定書、並びに「経済的・社会的・文化的権利国際規約」及び「市民的・政治的権利国際規約」のようなその他の関連条約が、国際的な法的枠組とジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを実現するための包括的な一連の措置、及び全生涯を通して農山漁村地域で暮らしている者を含め、すべての女性と女児によるすべての人権と基本的自由の完全で平等な享受を規定していることを繰り返し述べる。
3. CSW は、「北京宣言と行動綱領」及びその見直しの成果文書、及び関連主要国連会議とサミットの成果とこれら会議とサミットのフォローアップが持続可能な開発のための堅固な土台を敷き、「北京宣言と行動綱領」の完全で、効果的で、促進された実施が、「持続可能な開発目標 2030 アジェンダ」の実施とジェンダー平等と農山漁村地域で暮らしている者を含めたすべての女性と女児のエンパワーメントの達成に重要な貢献をするであろうことを再確認する。
4. CSW は、「国際人口開発会議」とその「行動計画」及びその見直しの成果文書を含め、関連国連サミットと会議でなされたジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントに対する公約を再確認する。CSW は、「小島嶼開発途上国(SIDS)促進された行動モダリティ(SAMOA)の道」、「仙台災害危険削減枠組」、「アディスアベバ行動アジェンダ」及び「新都会アジェンダ」が特に農山漁村女性と女児の状況の改善に貢献することを認める。CSW は、「国連気候変動枠組条約」の下で採択された「パリ協定」も想起する。
5. CSW は、「国連開発への権利宣言」と「難民・移動者ニューヨーク宣言」も想起する。
6. CSW は、農山漁村地域の女性を含めた女性の経済的エンパワーメントにとって重要である女性の働く権利と職場での権利の実現に関連する国際労働機関の関連基準の重要性を認め、国際労働機関のディーセント・ワーク・アジェンダ及び「基本原則と職場での権利に関する国際労働機関宣言」を想起し、農山漁村地域を含め、その効果的実施の重要性に留意する。
7. CSW は、それぞれの地域と国々での地域条約とイニシャティヴが果たす重要な役割とジェンダー平等と農山漁村地域にいる者を含めたすべての女性と女児のエンパワーメントの達成におけるそのフォローアップ・メカニズムを認める。
8. CSW は、ジェンダー平等と農山漁村地域にいる者を含めたすべての女性と女児のエンパワーメントの達成と「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに配慮した実施との間の相互に補強しあう関係を強調する。CSW は、ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントと経済への女性の完全で平等な参画が、持続可能な開発の達成と平和で正しい包摂的な社会の推進、維持される包摂的で持続可能な経済成長と生産性、いたるところのあらゆる形態と側面の貧困の根絶及び万人の福利の保障にとっての基本であることを認める。

9. CSW は、普遍的で不可分で相互に依存し相互に関連している開発への権利を含めたすべての女性と女兒の人権と基本的自由の推進と保護及び尊重は、女性の経済的エンパワーメントにとって極めて重要であり、貧困根絶と女性の経済的エンパワーメントを目的とするすべての政策とプログラムに主流化されるべきであることを再確認し、万人に経済的・社会的・文化的・政治的開発に参画し、貢献し、享受する資格があり、平等な注意と緊急の配慮が市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進、保護及び完全実現に払われるべきであることを保障する措置を取る必要性も再確認する。

10. CSW は、農山漁村女性の平等な経済権、経済的エンパワーメント及び自立は、「2030 アジェンダ」の達成の基本であることを認める。CSW は、適用できる場合には女兒と男児のみならず女性と男性の平等な権利を実現し、土地と天然資源を含めた経済・生産資源、財産権と相続権、適切なニュー・テクノロジーと既存の技術、これに限られるわけではないが少額金融を含めた金融製品とサービス、及び女性の完全な生産的雇用とディーセント・ワーク、農山漁村地域の農業活動においても非農業活動においても、同一労働または同一価値労働同一賃金にアクセスするための法改革及びその他の改革を行うことの重要性を強調する。

11. CSW は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、その普遍的で、統合された、不可分の性質を反映して、異なった国の現実、能力、開発の程度を考慮に入れて、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを達成する統合力のある持続可能な開発戦略を開発することにより関連する国際規則と公約に沿いつつ、それぞれの国の政策スペースとリーダーシップを尊重して、包括的に実施される必要があることを繰り返し述べる。CSW は、各国政府には、遂げられた進歩に関して、国内・地域・世界レベルで「2030 アジェンダ」のフォローアップと見直しに対して主たる責任があることを確認する。

12. CSW は、ジェンダー平等と特に農山漁村地域のすべての女兒と女兒のエンパワーメントの達成における進歩とその人権の実現が男女間の歴史的で構造的な不平等な力関係、貧困、資源の所有と管理へのアクセスにおける不平等と不利な条件、機会の平等における増加するギャップと普遍的な保健ケア・サービスと中等教育と中等以降の教育への限られたアクセス、ジェンダーに基づく暴力、差別的な法律と慣行、否定的な社会規範とジェンダー固定観念及び無償のケア労働と家事労働の不平等な分かち合いのために妨げられてきたことを認める。CSW は、ジェンダー平等を実現し、農山漁村女性と女兒をエンパワーするために、これら構造的障害を撤廃することの緊急性を強調する。

13. CSW は、すべての農山漁村女性と女兒が、しばしば、重複し重なり合う形態の差別と周縁化に直面していることを認める。CSW は、農山漁村女性の状況と条件の多様性を尊重し、評価し、女性の中にはそのエンパワーメントに対する特別な障害に直面している者もあることを認める。CSW は、すべての女性と女兒が同じ人権を有しているが、異なった状況にある農山漁村女性と女兒が適切な対応を必要として、特別なニーズと優先事項を有していることも強調する。

14. CSW は、16 億人の人々が未だに多面的貧困の中で暮らしており、極度の貧困者の 80%近くが農山漁村地域で暮らしていることに懸念を表明し、貧困根絶における進歩が不均衡であり、不平等が増加していることを認める。CSW は、貧困が、ジェンダー平等と農山漁村で暮らしている者を含めたすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成に対する重大な障害であり、貧困の女性化が根強く続いていることに懸念を表明する。CSW は、極度の貧困を含め、あらゆる形態と側面の貧困の根絶が、持続可能な開発にとっての不可欠の要件であることを強調する。CSW は、ジェンダー平等とすべての女性と女

児のエンパワーメントの達成と貧困根絶との間の相互に補強しあう関連性を認める。CSW は、あらゆる形態と側面の貧困を根絶する努力において国々に対する支援の重要性を強調する。

15. CSW は、多くの農山漁村女性が、特に経済資源と機会、ディーセント・ワーク、社会保護、質の高い教育、保健ケア・サービスを含めた公衆衛生、司法、持続可能な時間・労働節約型のインフラと技術、土地、上下水道及びその他の資源並びに金融サービス、貸付、改良サービスへの限られたアクセスまたはアクセスの欠如並びにその限られた金融包摂のために差別され、周縁化され、経済的・社会的に不利な立場に置かれ続けていることに懸念を表明する。

16. CSW は、貧困根絶と漁業のみならず持続可能な農業と農山漁村開発の重要な担い手としての農山漁村女性の重要な役割と貢献を認める。CSW は、この領域での意味ある進歩が、特にジェンダー・ギャップを埋め、農業と漁業を含めた適切なジェンダーに対応した政策、介入、革新と農業・漁業技術、技術援助、生産資源、土地保有の安全保障、及び土地、森林、水、海洋資源及び地方・地域・国際市場への参画へのアクセスの導入を必要とすることを強調する。

17. CSW は、食糧への権利を再確認し、農山漁村女性の地方と国の経済と食糧生産への重要な貢献、特に貧しい脆弱な家庭において食糧の安全保障と改善された栄養並びに家庭農園と女性が家長である農場事業での作業を通して家庭と地域社会の福利を達成するための貢献を認める。CSW は、女性は世界中で生産される食糧にかなり貢献しているが、女性と女兒は、一つにはジェンダー不平等と差別の結果として、飢餓と食糧の不安定の悪影響を不相応に受けていることに深い懸念を表明する。CSW は、食糧の不安定、栄養不良、過度の価格の不安定、開発途上国の食糧危機に対する短期的・長期的対応における女性の重要な役割を認める。

18. CSW は、農山漁村地域を含めた特に安全な飲用水と下水道、エネルギー、輸送、灌漑のための水、ICT を含めた技術を含めたジェンダーに配慮した、質の高い、信頼できる、持続可能な、強靱性のあるインフラ及びその他のアクセスできる公共サービスのための物理的インフラへの投資の重要性を強調する。

19. CSW は、国内のルートに関する輸送の関連性を促進し、女性と女兒をエンパワーし、地方・地域レベルでの経済成長を高め、都市と村の間、人々と資源の間の相互接続性を推進し、地域内と地域間の貿易を促進するための都会・農山漁村の接続性を推進する際の安全で、料金が手頃で、アクセスでき、持続可能な輸送と道路の重要性を繰り返し述べる。

20. CSW は、教育への権利を再確認し、質の高い包摂的教育への平等なアクセスが、ジェンダー平等と農山漁村にいる者を含めたすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成に貢献することを強調する。CSW は、中等・高等教育へのアクセス、引き留め、修了におけるジェンダー・ギャップを埋める際の進歩の欠如に懸念と共に留意し、技術・職業訓練と生涯学習機会の重要性を強調する。CSW は、ニュー・テクノロジーが、労働市場の構造を変えており、基本的なデジタルの流暢さから科学・技術・工学・数学と ICT における高度な技術的スキルに至るまでスキルを要する新しい異なった雇用機会を提供していることを認め、この点で、すべての農山漁村女性と女兒がこれらを取得する機会を持つことの重要性を強調する。

21. CSW は、教育へのアクセスを提供する際の進歩にもかかわらず、農山漁村女兒は、未だに農山漁村男児や都会の女兒と男児よりも教育から排除される可能性がより高いことを認め、教育への権利の女兒

の平等な享受に対するジェンダーに特化した障害の中に、貧困の女性化、女兒が引き受ける子ども労働、子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除、早期の繰り返される妊娠、学校の行き帰りでの性暴力とハラスメントを含めた学校内外でのあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力、安全で適切な下水処理施設の欠如、無償のケア労働と家事労働の不相応な割合及び家族や地域社会が男児よりも女兒の教育にあまり価値を置かないことに繋がるジェンダー固定観念と否定的な社会規範があることを認める。

22. CSW は、いかなる区別もなく、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受へのすべての人間の権利を再確認し、その完全実現は、女性と女兒の生活と福利、公的・私的生活に参画するその能力にとって極めて重要であり、ジェンダー平等を達成し、農山漁村地域を含めたすべての女性と女兒をエンパワーするために極めて重要であることを認める。CSW は、公衆衛生サービスへの不平等で限られたアクセスを含め、保健ケア・サービスにおけるジェンダー不平等、差別、汚名及び暴力の根本原因を対象とし、撤廃することが、農山漁村地域を含め、特に脆弱なまたは脆弱な状況にあるすべての女性と女兒にとって重要であることを認める。

23. CSW は、ジェンダーに対応した質の高い保健サービスと農山漁村女性と女兒を含めた万人のための質が高く、基本的で、料金が手頃で、効果的的な薬剤への普遍的で、公正なアクセスよりなり、特に地域社会へのアウトリーチと民間セクターのかかわりを通し、国際社会の支援を得たプライマリー・ヘルスケア、保健サービス、社会保護メカニズムを通じた身体的・精神的健康を推進することが極めて重要であるユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジの目標に向けた進歩の必要性を強調する。CSW は、農山漁村地域を含めたすべての女性と女兒のニーズによりよく対応するために、利用可能性、アクセス可能性、受容性及び質の点で保健制度を強化し、保健制度の立案と実施への農山漁村女性の積極的参加を可能にすることの重要性を強調する。

24. CSW は、基本的保健ケア・サービスと情報へのアクセスの欠如または限られたアクセスと自分自身の生活での働きが限られている結果として、農山漁村女性は、都会の女性よりも、妊産婦・新生児死亡と罹病の高い率、産科フィステュラと家族計画の限られた選択肢のような性と生殖に関する健康成果を含めた保健上のかなりの格差を経験していることに深い懸念を表明する。CSW は、これら格差が重複し重なり合う形態の差別によってさらに悪化していることにさらなる懸念を表明する。

25. CSW は、歴史的・構造的不平等と男女間の不平等な力関係に根があるすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を強く非難する。CSW は、性暴力とジェンダーに基づく暴力、ドメスティック・ヴァイオレンスと子ども結婚、早期・強制結婚と女性性器切除を含め、公的・私的領域でのあらゆる形態と表れの女性と女兒に対する暴力が特に地域社会レベルで広がっており、認められず、通報されないままであることを繰り返し述べる。CSW は、農山漁村と遠隔地域の女性と女兒が多面的貧困、司法への限られたアクセスまたはアクセスの欠如、効果的な法的救済策及び保護・リハビリテーション・再統合・保健ケア・サービスを含めたサービスへの限られたアクセスまたはアクセスの欠如のために、暴力に対して特に脆弱であることに深い懸念を表明する。CSW は、女性と女兒に対する暴力がジェンダー平等と農山漁村地域で暮らしている者を含めた女性と女兒のエンパワーメントの達成に対する主要な障害であり、彼女たちのすべての人権と基本的自由の完全享受を侵害し、損ない、無にすることを再び強調する。

26. CSW は、セクシュアル・ハラスメントは一形態の暴力であり、人権違反と侵害であり、ジェンダー

平等と農山漁村地域で暮らしている者を含めたすべての女性と女児のエンパワーメントの達成を妨げることを認める。

27. CSW は、農山漁村家庭の持続可能な開発への貢献と家庭責任の共有が、農山漁村地域の女性と女児を含め、すべての女性と女児のエンパワーメントのための機能的家庭環境を醸成し、男女がその家庭と地域社会の福祉に重要な貢献をすることを認める。

28. CSW は、特にジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント、社会への女性の完全参画、仕事と家庭のバランス及び家庭の自給自足を達成することを目的とする家庭志向の政策の実施の利益を認め、すべての社会・経済開発政策が数多くの機能を果たす際に農山漁村家庭の変化するニーズと期待に対応するものであり、すべての家族の権利、能力及び責任が尊重されなければならないことを保障する必要性を認める。

29. CSW は、農山漁村女性と女児が、不相応な割合の無償のケア労働と家事労働を行っており、そのような不均衡な責任の配分が、女性と女児の教育と訓練の修了と進歩、有償の労働市場への女性の参入と再参入及び昇格、及びその経済機会と起業活動へのかなりの制約であり、社会保護、給料と年金のギャップという結果となることもあることを認める。CSW は、女性と女児が家庭や地域社会レベルで男性と男児に従属するものとみなされる態度や社会規範に対処することが、すべての農山漁村女性と女児の社会的・経済的エンパワーメントのための機能的環境を醸成することも認める。CSW は、家庭内で男女間の責任の平等な分かち合いを推進し、特にインフラ開発、社会保護政策及びケア CSW・サービス、育児ケア、母親・父親・育児休業を含め、アクセスでき、料金が手頃で、質の高い社会サービスを優先することにより、無償のケア労働と家事労働の不相応な割合を減らし、再配分する措置を認め、採用する必要性を強調する。

30. CSW は、鈍い停滞した経済成長と開発、国々の内部及び間の増加する不平等、不安定な食糧とエネルギーの価格、継続する食糧とエネルギーの欠乏、世界金融・経済危機の残る影響、水の欠乏、疫病、人口学的変化、人口の無計画な急激な都会化、農山漁村地域の開発への不十分な投資、持続不可能な漁業慣行と海洋資源の利用、自然の危険、自然災害と環境悪化、人道危機によって引き起こされる増加する課題、強制移動、武力紛争と気候変動の否定的インパクトについて高い懸念を表明する。このすべてが、農山漁村女性と男性、女児と男児及びその家族が直面する不利な条件、脆弱性、不平等をさらに悪化させている。

31. CSW は、グローバル化が、農山漁村女性を含めた女性の経済的エンパワーメントのために課題も機会も示していることを認める。CSW は、グローバル化が、農山漁村女性と女児を含めた万人にとって完全に包摂的であり、公正であることを保障する幅広い維持される努力を払う必要性があり、女性の経済的エンパワーメントのためのますます建設的な力となることも認める。

32. CSW は、農山漁村地域で暮らしている女性と女児を含めた何百万人もの人々が、世界のいくつかの地域で飢饉のまたは飢饉の直接的危険に直面しており、または厳しい食糧の不安定を経験していることに大きな懸念と共に留意し、武力紛争、旱魃、貧困及び物価の不安定が飢饉と厳しい食糧の不安定を引き起こし、または悪化させており、国際支援を含めたさらなる努力が緊急事態援助と緊急の資金提供で、国連の緊急人道アピールに応えることを含め、これに対処することが緊急に必要であることに留意する。

33. CSW は、気候変動が貧困根絶と持続可能な開発の達成に対して課題を呈し、ジェンダー不平等のために、SIDS を含めた特に開発途上国の農山漁村女性と女兒がしばしば気候変動、極端な天候の現象、と自然災害及び土地の劣化、砂漠化、森林伐採、砂塵嵐、根強い旱魃、海面の上昇、沿岸の浸食及び大洋の酸化を含めたその他の環境問題によって不相応に悪影響を受けていることを深く懸念している。CSW は、「パリ協定」と気候変動に対処する行動をとるとき、締約国は、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び世代間の公正を尊重し、推進し、考慮すべきであることを認めたことを想起し、この状況で、第 23 回会期で、「国連気候変動枠組条約」の締約国会議によって「ジェンダー行動計画」が採択されたことも想起する。CSW は、現在及び未来の世代の農山漁村地域の女性と女兒を含めた誰もが、自分の健康と福利にアクセスする必要性と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントと持続可能な開発と農山漁村社会の強靱性にとってのそのようなアクセスを保障することの重要性を認める。
34. CSW は、武力紛争が農山漁村女性と女兒に与えるインパクトと武力紛争の防止と解決及び平和構築における女性の重要な役割を認め、この点で、平和と安全保障の維持と推進のために努力して、意思決定のみならず、和平プロセスにおけるその役割を高めることにより女性の完全で、効果的で、意味ある参画の重要性を強調し、この参画を推進する際のパートナーとしての男性と男児の重要なかわりを繰り返し述べる。
35. CSW は、農山漁村女性の声、働き、参画とリーダーシップ及びあらゆるレベルの意思決定への女性の完全で平等で効果的な参画を強化することの重要性も強調する。CSW は、農山漁村女性を集め、団結させ、あらゆる領域で彼女たちを支援する際の農山漁村女性の市民社会団体、労働組合、事業、協同組合が果たす重要な役割を認める。
36. CSW は、農山漁村・遠隔地域で暮らしている先住民族女性と女兒は、気候変動と適合を含めた文化的・社会的・経済的・政治的・環境的貢献も認めるが、年齢にかかわらず、しばしば、暴力と比較的高い割合の貧困、保健ケア・サービス、ICT、インフラ、金融サービス、教育と雇用への限られたアクセスに直面していることを認める。
37. CSW は、障害を持つ女性と女兒、特に農山漁村・遠隔地域で暮らしている者は、障害のない者に比べて、性暴力と虐待を含めた汚名と暴力・搾取・虐待の高い危険を経験しており、農山漁村地域でのアクセスでき、包摂的なサービスの欠如、司法と法の下での平等な承認への限られたアクセス、並びに生産的雇用とディーセント・ワーク、政治的・公的生活への参画、自立した暮らしとその地域社会への包摂、自分自身の選択をする自由の欠如に直面していることに懸念を表明する。
38. CSW は、「国際アフリカ系の人々の 10 年(2015-2024 年)」の実施のための活動計画を念頭に置いて、社会の開発と相互理解と多文化主義の推進へのアフリカ系の農山漁村女性と女兒の重要な貢献を認める。
39. CSW は、農山漁村女性移動者の建設的貢献には、送り出し国・経由国・目的国で包摂的成長と持続可能な開発を育成する可能性があることを認め、ケア労働と家事労働を含め、あらゆるセクターでのその労働の価値と尊厳を強調し、移動者と移動に対する一般の認識を改善する努力を奨励し、農山漁村女性と女兒移動者、特に非正規経済と未熟練労働に雇用されている者の特別な状況と脆弱性に対処する必要性を想起する。

40. CSW は、寡婦を含めた高齢農山漁村女性が、特に成人の移動によって取り残され、またはその他の社会経済的要因の結果として取り残された場合に、育児や家庭責任、農業責任を行うために家庭や地域社会に貢献していることを認める。

41. CSW は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント推進のための国内メカニズムの重要な役割、存在する場合には国内人権機関の関連する貢献及びジェンダー平等と農山漁村地域で暮らしている者を含めたすべての女性と女児のエンパワーメントを達成し、「北京宣言と行動綱領」の実施と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施を促進する際の市民社会の重要な役割を認める。

42. CSW は、農山漁村地域で暮らしている者を含めた女性と女児の利益とニーズと夢を「2030 アジェンダ」を含めた地方・国内・地域・国際アジェンダに置く際に、女性団体と地域社会を基盤とした団体、フェミニスト・グループ、女性人権擁護者、女児と青年主導の団体及び労働組合を含めた市民社会が行う主要な貢献を歓迎する。CSW は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成する措置を実施する際に、市民社会との開放的で包摂的で透明性のあるかかわりを持つことの重要性も認める。

43. CSW は、南南協力は南北協力の代替手段ではなくて、南北協力を補うものであることを念頭に置いて、南北、南南、三者協力を含め、達成された進歩に基づき、国際協力を強化するために、国内と国際の資金動員と配分、政府開発援助公約の完全実施及び違法な金融の流れとの闘いを含め、特にあらゆる資金源からの財政資金の動員を通して、ジェンダー平等と農山漁村女性と女児を含めたすべての女性と女児のエンパワーメントを達成するために資金ギャップを埋める投資のかかなりの増額の重要性を再確認する。

44. CSW は、代わって女性の起業と経済的エンパワーメントを推進する機能的技術の利用を高めることになる相互に合意された条件での適切な財政資金の動員、能力開発、技術移転を含めたあらゆるセクターとレベルの経済の農山漁村女性の支配、所有権、管理、参画の推進を通じた女性の経済的エンパワーメントにつながる国内努力を支援する外部環境の重要性を認める。

45. CSW は、ジェンダー平等と農山漁村地域にいる者を含めたすべての女性と女児のエンパワーメントの達成における担い手であり受益者であり、戦略的パートナーであり同盟者として男性と男児を完全にかかわらせることの重要性を認める。

46. CSW は、適宜、以下の行動をとるよう、あらゆるレベルの各国政府及び適宜それぞれのマנדート内で国内の優先事項を念頭に置いて国連システムの関連機関と国際・地域団体に要請し、市民社会、特に農山漁村女性の団体、生産者、農業・漁業団体、青年が主導する団体、フェミニスト・グループ、宗教団体、民間セクター、存在するところでは国内人権機関及び適宜その他の関連ステイクホルダーを含めた女性団体に勧める：

規範的・法的・政治的枠組を強化する

a. ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成とその人権と基本的自由の享受に関して、その生活、生計及び福利を改善するために既存の公約と責務を完全に実施するための行動をとること。

b. 特別な優先的問題として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利

に関する条約」及びこれらの「選択議定書」の批准または加入を検討し、留保条件の程度を制限し、いかなる留保条件も「条約」の目標と目的とは相容れないことを保障するためにできる限り正確に狭くそのような留保条件を策定し、留保条件を撤回する目的で、その留保条件を定期的に見直し、関連「条約」の目標と目的に反する留保条件を撤回し、特に効果的な国内法と政策を設置することにより、「条約」を完全に実施すること。

c. 農山漁村地域で暮らしている者を含め、すべての女性と女兒による人権と基本的自由の完全享受を推進し保護する国内政策と法的枠組を立案し、実施し、ドメスティック・ヴァイオレンス、性暴力及びその他の形態のジェンダーに基づく暴力と差別を含め、その人権侵害を大目に見ることのない環境を醸成すること。

d. 様々な型の土地保有、適切なニュー・テクノロジー、これに限られるわけではないが少額金融を含めた貸付、銀行業務、金融を含めた金融サービス、土地・財産・相続権へのアクセス、利用、所有権を含めた天然資源と経済資源と生産資源にアクセスする男女の、また適用できる場合には女兒と男児の平等な権利並びにこの点での司法と法的支援への平等なアクセスを実現する法律を制定し、改革を行い、契約を結ぶ女性の法的能力と男性との平等な権利を保障すること。

e. 婚姻状態にかかわらず、農山漁村女性を含めた女性の土地の登記と土地の資格証明を推進する法律を制定し、しばしば、農山漁村地域で土地の管理、行政、譲渡を管理する慣習的・伝統的制度の状況を含め、土地の権利を損なう慣行と固定観念に対処すること。

f. 農山漁村地域にいる者を含め、すべての女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、必要な場合には法律と包括的な政策措置の開発と採択、その効果的で促進された実施、存在する場合には懲罰規定を含め、法的枠組内の差別規定の監視と除去、女性と女兒の人権侵害に対する司法と説明責任への女性と女兒の平等で効果的なアクセスを保障する一次的特別措置を適宜含めた法的・政策的・行政的・その他の包括的措置を設立することを通して、特に彼女たちが直面する重複し重なり合う形態の差別と周縁化に対処する対象を絞った措置を実施し、存在する場合には、多様な法制度の規定が国際人権責務に従っていることを保障すること。

g. 農山漁村女性と女兒に対する暴力の加害者を捜査し、訴追し、罰し、刑事責任免除をなくし、適切な救済策と賠償、心理的支援とリハビリテーションへのアクセス、料金が手頃な住居と雇用へのアクセスを提供することにより、完全な回復と社会への再統合を支援し、性暴力とジェンダーに基づく暴力、ドメスティック・ヴァイオレンス、フェミサイドを含めたジェンダー関連の殺害、並びに高齢者虐待のような暴力を受けないで暮らすすべての女性と女兒、並びに特に暴力の社会的・経済的コストを公表することを通して意識啓発活動を奨励することにより、強化された予防措置、調査、強化された調整、監視、評価を通して女性と女兒に対する暴力の構造的な底辺にある原因に対処することの重要性を念頭に置き、すべての被害者とサヴァイヴァーのための包括的な社会・保健・法的サービスへの平等なアクセスのみならず、保護を提供するための多部門的で調整された取組を通して、公的・私的空間での農山漁村女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、防止し、対応し、地方の社会と協力すること。

h. 農山漁村女性と女兒に不相応な悪影響を及ぼし、女兒と女性の生活・健康・身体に長期的影響を与えるかもしれない、すべての女性と女兒をエンパワーし、有害な慣行を大目に見る否定的な社会規範と闘う

ために地方の社会と協力し、これらを廃絶するために親や地域社会をエンパワーすることにより国内・地域・国際努力が高まっているにもかかわらず、世界のすべての地域で根強く継続している女性性器切除と子ども結婚、早期・強制結婚のような有害な慣行を撤廃すること。

i. 職場と学校でのハラスメントを含めたすべての女性と女兒に対するセクシュアル・ハラスメント及び農山漁村地域を含めたサイバーいじめとサイバー・ストーキングを防止し、撤廃するための効果的手段、プログラム、戦略により、セクシュアル・ハラスメントの被害者またはセクシュアル・ハラスメントの危険にさらされている者に対するための効果的な法的予防・保護措置に重点を置いて追求すること。

j. 省庁、ジェンダー政策策定者、ジェンダー機構及びその他のジェンダー専門知識を有する関連政府団体と機関との調整と民間セクター、NGO と市民社会団体及び存在する場合には国内人権機関との適切な協働を保障し、農山漁村女性と女兒があらゆる領域で採択される政策とプログラムから利益を受け、貧困の中で暮らしている農山漁村女性の不相応な数を減らすことを保障するために、農山漁村女性と女兒のニーズにますます注意を払って、欠けている場合には予算政策を含め、開発政策、計画、プログラムの立案、実施、評価、フォローアップにジェンダーの視点を統合すること。

k. 障害を除去し、特に適切な法の執行と公共の安全保障インフラ、アクセスでき料金が手頃なサービスを提供し、存在する場合には複数の法制度の存在を含め、その法的権利についての意識と情報のような農山漁村女性と女兒の法的識字を高め、警察と安全保障軍、検察官、裁判官と弁護士、並びに適宜その他の農山漁村地域の関連当局と役人のために法的支援とジェンダーに対応した訓練を提供し、説明責任と司法救済策を保障するメカニズムを設置し、特に「女性囚人の扱いと女性犯人のための非拘束措置(バンコック規則)」のための国連規則を考慮に入れて、農山漁村女性と女兒のための平等な法の保護を確保するために、あらゆるレベルの司法制度にジェンダーの視点を主流化することにより、すべての農山漁村女性と女兒による司法的・法的救済策と法的支援に平等で効果的なアクセスを認めること。

l. 権利の実現のために出生登録の重要性を念頭に置いて、農山漁村地域を含め、普遍的な出生登録を保証し、登録へのアクセスを妨げる物理的・行政的・手続的等の障害を除去し、欠如している場合には慣習的・宗教的婚姻登録のメカニズムを提供することにより、農山漁村地域で暮らしている個人のすべての婚姻の時宜を得た登録を保障すること。

全ての農山漁村女性と女兒のエンパワーメントのための経済的・社会的政策を実施する

m. 特に農山漁村地域を含めた貧困を根絶し、貧困の女性化と闘い、開発政策とプログラム及び貧困根絶戦略の開発、実施及びフォローアップへの農山漁村女性の完全で平等な参画を保障し、農山漁村雇用とディーセント・ワークの増加を支援し、持続可能な農業・漁業生産を含め、あらゆるレベルとセクターの農山漁村経済と様々な農場・農場外の経済活動への女性の参画を推進すること。

n. 国際投資貿易規則の肯定的インパクトを育成し、否定的インパクトを緩和することにより、すべての農山漁村女性と女兒及びその地域社会の自作自給農業生産と食糧の安全保障と栄養を含め、様々な経済活動を支援するマクロ経済政策を追求すること。

o. 事業や製品やサービスが農山漁村地域の女性と女兒の福利に及ぼす人権侵害を明らかにし、防止し、緩和し、責任を取る多国籍業を含めた企業の必要性を強調すること。

p. 特に農山漁村地域の女性、特に一家の長である女性のための貸付を含め、社会保護サービス、金

融・事業サービスへのさらなるアクセスを促進することにより、特にジェンダー平等とすべての農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを推進する財政政策を立案し、実施し、追求すること。

q. 特に開発途上国の経済的・社会的開発の完全達成を妨げる、国際法と「国連憲章」に従っていない一方的な経済・金融・貿易措置を公布したり、適用したりすることを控えること。

r. 「国の食糧の安全保障の状況での土地・漁業・森林保有権の責任あるガバナンス任意ガイドライン」と「食糧の安全保障と貧困根絶の状況での持続可能な小規模漁業を確保するための任意のガイドライン」を考慮に入れて、農山漁村女性がステイクホルダー、意思決定者、受益者として行動し、目に見える存在となることができるように、国の農業・農山漁村開発政策・戦略・計画・プログラムでジェンダーの視点を主流化し、持続可能な農業・漁業開発を含めること。

s. 持続可能な農業・農山漁村開発を強化し、貧困を根絶し、家族と地域社会の食糧の安全保障と改善された栄養と経済的福利を達成することへの女性農業者と漁業者及び農場労働者を含めた農山漁村女性の重要な役割と貢献を強化し、支援し、相互に合意した条件での投資と技術移転を通して、女性農業者と漁業者にとって料金が手頃で、永続的で、持続可能で、アクセスできる農業技術への平等なアクセスを保障し、彼女たちの生産能力と所得を改善し、その強靱性を強化し、国内・地域・国際市場でのその製品の取引における既存のギャップと障害に対処すること。

t. 適切な農業の機械化、持続可能な農業慣行、予防接種に関する教育と訓練、農業におけるジェンダー・ギャップを埋め、改良・金融サービス、農業インプット、土地・水・灌漑への農山漁村女性のアクセスを促進する管理技術と公共・民間投資を通して食糧の安全保障と改善された栄養を達成するために、小規模自作農を含めた農山漁村女性農業者と自作自給農業と漁業、園芸と牧畜にかかわっている者を支援する開発途上国の能力を高めるための国内・地域・国際努力を、適宜、強化すること。

u. 農山漁村女性の伝統的な先祖伝来の知識と慣行、特に風土性の土着の種子の保存、生産、利用、交換を尊重し、保護し、農山漁村女性と女兒及びその地域社会の健康にとって有害な化学肥料と殺虫剤の過度の利用に対する代替手段を支援して、家庭農園を含め、持続可能な生産と消費のパターンを強化すること。

v. 食糧の安全保障と改善された栄養を達成し、商業的・職人漁業と養殖を含めた経済活動のすべての領域への農山漁村女性の参画を支援することにより、その食糧への権利が満たされることを保障し、ディーセントな労働条件と人の安全保障を推進し、重要な農山漁村インフラ、土地、水、天然資源及び地方・地域・世界市場への持続可能なアクセスと利用を促進し、先住民族女性を含めた農山漁村女性の伝統的な先祖伝来の知識と現在と未来の世代のために地上と海洋の生物多様性の保存と持続可能な利用への貢献を評価する際に、重要な行為者として、農山漁村女性をエンパワーする努力に投資し、強化すること。

w. 妊婦と授乳中の者を含め、農山漁村女性と女兒に統合された食糧と栄養支援及び積極的で健全な生活のための食事のニーズと食糧の要件に応える十分で、安全で、栄養の高い食糧にいつでもアクセスできることを保障すること。

x. すべての農山漁村女性と女兒の生活、生計、福利を改善するために、相互に合意された条件での技術移転を通して、質の高い強靱性のあるジェンダーに配慮したインフラと時間と労働節約型の技術、

ICT、安全で料金が手頃でアクセスでき持続可能な輸送制度、料金が手頃で、強靱で、持続可能な現代のエネルギー及び万人のための安全な飲用水と下水道の提供とアクセスに投資すること。

y. 上下水道と家庭のエネルギー管理に関する意思決定における女性のリーダーシップとその完全で、効果的で、平等な参画を推進し、特に、家庭の水と燃料を集める際に女性と女兒によって費やされる時間を減らすための措置を通して、上下水道とエネルギー計画に関連してジェンダーに基づく取組が採用されることを保障し、家庭の水と燃料を集めている間及び家の外にある下水施設にアクセスしたり、戸外排泄を行っている時に、身体的に脅されたり、攻撃されたり、性暴力を受けたりすることから女性と女兒を保護するのみならず、教育への女兒のアクセスに不適切な上下水道とエネルギー・サービスが与える否定的インパクトに対処すること。

z. 都会・農山漁村交流と接続性を奨励することにコミットし、ジェンダーに対応した持続可能で料金が手頃な輸送と移動性、強化された生産性、社会・経済・領土の統合力のためのこれらセクターの可能性を最大限にする統合された都会と領土の取組並びに安全と環境の持続可能性に基づいてジェンダーの視点を持った企画文書によって支えられる技術とコミュニケーション・ネットワークとインフラを強化することによって、地理的・領土的格差を撤廃すること。

aa. すべての農山漁村女性と女兒に社会保護の範囲を拡大し、いかなる差別もなく社会保護へのアクセスを確保する国内的に適切な社会保護下限を確立するために財政支出を最大限に活用し、社会保護制度に対する持続可能で長期的な財政支援を確保する措置を取り、社会保護政策が貧困と不平等を削減し、包摂的成長を支援し、ジェンダー平等と農山漁村地域で暮らしている者を含めたすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成に貢献することを念頭に置いて、すべての農山漁村女性と女兒が広く利用でき、アクセスできる持続可能な長期的財政支援を確保する措置を取ること。

bb. 適切な水準の生活ができる賃金を定め、ディーセント・ワークを推進し、同一労働または同一価値労働同一賃金の原則を支持する政策を実施し、規則を施行することを含めた国際労働基準と国際労働法を考慮に入れ、ジェンダーに基づく差別、職業分離、ジェンダー賃金格差、安全でない不健全な労働条件に対処する措置を取って農業雇用においても非農業雇用においてもすべての農山漁村女性の働く権利と職場での権利を保護し、推進すること。

cc. 財政識字、デジタル識字を含め、技術・農業・漁業・職業訓練を通して、農山漁村女性のスキル、生産性と雇用機会を改善することにより、農山漁村女性の経済的エンパワーメントと非正規から正規経済への移行を推進し、すべての農山漁村女性、特に若い女性の労働力への参入及び再参入促進すること

dd. 農山漁村女性の起業を奨励し、促進し、水産養殖、文化的・創造的産業、その他の領域の経済活動を含めた持続可能な農業、漁業、養殖にかかわり、資金調達と投資、技術とインフラ、訓練と様々な市場へのアクセスを改善することにより、その生産性を多様化し、高めたために、その事業、協同組合及び自助グループのための機会を拡大すること。

ee. 公的食糧プログラムを含め、公共・民間セクターの調達プロセスから利益を受けるために農山漁村女性、特に若い女性の能力とスキルを築き、地方・国内・国際ヴァリュー・チェーンと市場へのそのアクセスを育成することにより、農山漁村女性の事業、協同組合、女性所有の事業からの取引と調達を増やすこと。

ff. 時宜を得た料金が手頃な貸付、ローン、貯蓄、保険及び送金計画を含め、農山漁村女性の金融包摂と金融識字及び正規の金融サービスへの平等なアクセスを促進する措置を取り、国内の優先事項と法律に従って金融セクター政策と規制にジェンダーの視点を統合し、商業銀行、開発銀行、農業銀行、少額金融機関、移動体通信事業者、協同組合、郵貯銀行及び貯蓄銀行のような金融機関に、農山漁村女性への金融商品、サービス、情報へのアクセスを提供するよう奨励し、オンライン銀行やモバイル・バンキングを含めた革新的なツールとプラットフォームの利用を奨励すること。

gg. 労働保護・社会保護を削減せずに労働取り決めの柔軟性を通し、上下水道、再生可能なエネルギー、輸送と ICT 並びにアクセスでき、料金が手頃で、質の高い育児・ケア施設と母親・父親・育児休業を通して、仕事と家庭生活の両立と男女間の責任の平等な分かち合いを支援する政策とイニシアティブを推進し、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範を変え、無償のケアと家事労働及び家庭責任への父親としてまたケア提供者として男性の参画の増加を促進することによって、農場及び非農場生産への貢献のみならず、無償のケア労働と家事労働の農山漁村女性と女兒の不相応な割合を認め、削減し、再配分すること。

hh. 例えば、定期的な生活時間調査を通して、国内経済への貢献を決定するために、無償のケア労働と家事労働の価値を測定する手段を取り、そのような測定値をジェンダーに対応した経済的・社会的政策の策定のみならず、統計に含めること。

ii. 政策とプログラムは特に貧困、社会的排除、不平等と闘い、仕事と家庭のバランスとジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを推進し、社会統合と世代間の連帯を促進するための重要なツールであるので、必要な支援と保護を提供し、農山漁村女性と女兒とその家族の多様で、特定の、変化するニーズに対応し、その権利を享受する際に直面する不均衡と危険と障害に対処する農山漁村地域の家族志向の政策とプログラムに投資し、強化すること。

jj. 質の高い教育、無料の初等・中等義務教育への普遍的アクセスを提供し、包摂的で、平等で、非差別の質の高い教育を保障し、万人のための生涯学習機会を推進し、女性の非識字を撤廃し、幼児・初等・中等教育の修了を保障するよう努力し、農山漁村女性と女兒のための職業・技術教育を拡大することにより、農山漁村地域で暮らしている女性と女兒及びはるか後ろに取り残されてきた者を含め、生涯を通してあらゆるレベルの教育への女性と女兒の権利を推進し、尊重し、適宜、万人のための文化間・多言語教育を育成すること。

kk. ジェンダー格差を撤廃し、ジェンダーに基づく差別、カリキュラム、教科書、教授方法論を含め、教育制度における否定的な社会規範とジェンダー固定観念に対処することにより、農山漁村地域の女性と女兒のための教育への権利を成就するために公教育制度への資金調達と投資の規模を拡大することにコミットし、女兒の教育を過小評価し、女性と女兒が教育にアクセスすることを妨げるジェンダー規範と闘い、照明と安全でアクセスでき、料金が手頃な学校までの輸送を含め、ジェンダーと障害に配慮したインフラで、包摂的で、安全で、暴力のない、アクセスできる学校を提供し、別個の適切な下水施設(トイレ)を維持し、農山漁村地域で資格のある教員、数が少ない場合には特に女性教員を訓練し、引き留め、募集し、あらゆるレベルの教育と訓練で障害を持つ農山漁村女性と女兒を支援し、農山漁村女性と女兒がキャリア開発と奨学金に平等にアクセスできることを保障し、教育または失業からディーセント・ワークと積極的な公的生活への参加へと効果的な移行を推進すること。

ll. 女児の学校への出席が、月経についての否定的認識と女児のニーズに応える学校での上下水道・衛生施設のような安全な個人の衛生を維持す手段の欠如によって悪影響を受けることもあることを認め、月経が健全で自然なものとして認められ、女児がこれを基に汚名を着せられることがない文化を育成するために、教育と保健慣行を推進する手段を取ることを。

mm. シングル・マザーのみならず、妊娠している思春期の女児と若い母親がその教育を継続し、修了することができることを保障し、この点で、育児・授乳施設と保育所を含め、保健ケアと社会サービスと支援へのアクセス、e-学習を含めたアクセスできる場所、柔軟な時間割及び遠隔教育のある教育プログラムへのアクセスを提供して、この点で若い父親を含めた父親の重要な役割、責任、直面する課題を念頭に置いて、学校に残り、戻ることができる教育政策を立案し、実施し、適宜改訂すること。

nn. 特に、学校と地域社会での効果的な暴力防止対応活動を実施し、男性と男児をかかわらせ、すべての人々を尊厳と尊重を持って扱うことの重要性に関して幼いころから子どもを教育し、ジェンダー平等、尊重し合う関係及び非暴力的行為を支援する教育プログラムと教材を立案することにより、学校及び学校の行き帰りで女児に対する暴力とセクシュアル・ハラスメントを防止し撤廃する努力を強化すること。

oo. 特に HIV 感染及びその他の危険から身を守ることができるように、自尊心と情報を得た意思決定、コミュニケーション、危険削減技術を築き、若い人々、親、法的後見人、ケア提供者、教育者、保健ケア提供者との完全なパートナーシップで尊重し合う関係を築くために、その発達する能力に従って、親と法的後見人からの適切な指示とガイダンスを得て、子どもの最高の利益をその基本的問題として、性と生殖に関する健康及び HIV 予防、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、人権、身体的・心理的・思春期の発達及び男女間の力関係に関する情報を思春期の女児と男児、学校の内外にいる若い男女に提供する文化的状況に関連した科学的に正確で、年齢にふさわしい、包括的な教育を含め、正規・正規教育を優先して、適宜、国際団体、市民社会、NGO の支援を得た政策とプログラムを開発すること。

pp. 女性と女児のための安心安全なサイバースペースを推進しつつ、農山漁村女性と女児のエンパワーメントを推進し、彼女たちの労働市場参入、生計、福利及び強靭性を発達させ、ICT で可能になる移動学習と識字訓練の範囲を拡大する ICT と科学・技術・工学・数学(STEM)教育へのアクセスを促進することにより、農山漁村女性と女児に不相応な悪影響を与えるデジタル格差に対処すること。

qq. 農山漁村女性の特別な保健・栄養・基本ニーズに対処し、農山漁村地域のあらゆる年齢の女性の到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受、並びに質の高い、料金が手頃な、利用できる、普遍的にアクセスできるプライマリー・ヘルスケアと支援サービスへの権利を実現する具体的措置を取ることにより、妊産婦保健を含めた女性の健康を改善するためのリソース生成を含めた措置を強化すること。

rr. すべての農山漁村女性と女児のためのユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジに向けたそれぞれの国の道の達成に向けて、地域社会アウトリーチと民間セクターのかかわりを通して、国際社会の支援を得て、質の高い、料金が手頃な、アクセスできる保健ケア制度と施設及び安全で、効果的で、質の高い、基本的で、料金が手頃な万人のための薬剤とワクチンへの財政投資を増やすこと。

ss. 資格のある保健ケア専門家の農山漁村・遠隔地での存在を確保する適切な報酬と奨励策を伴ったデ

ディーセント・ワークを推進し、安全な労働環境と条件を可能にし、農山漁村の地域社会を基盤とした教育と訓練を拡大し、保健専門家のための教育を強化することにより、より効果的で社会的に説明責任のある保健労働力への投資を増やし、農山漁村地域における医師、外科医、助産師、看護師及びその他の保健ケア労働者の不足と不公平な配分に対処すること。

tt. 農山漁村地域の新生児・幼児・子ども死亡率と罹病率のみならず、妊産婦死亡率と罹病率を減らす措置を取り、特に任意の情報を得た家族計画を提供し、妊娠と出産の危険要因と併発症を明らかにし、保健施設へのアクセスを促進することにより、地域社会の保健ワーカー、看護師、助産師を訓練し、備えさせるといった基本的な出産前後のケアと緊急産科ケアを提供する介入を通して、すべての農山漁村女性と女兒の妊娠出産前・妊娠出産中・妊娠出産後の質の高い保健ケアへのアクセスを高めること。

uu. 家族計画、情報及び教育を含めた性と生殖に関する健康ケア・サービスへの普遍的アクセスと国内の政策とプログラムへの性と生殖に関する健康の統合を含め、女性の人権には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントとその人権の実現に貢献するものとして、性と生殖に関する健康を含めた自分のセクシュアリティに関連するすべての事柄に関して強制や差別や暴力を受けることなく、自由に責任をもって管理し、決定する権利が含まれていることを認め、「国際人口開発会議行動計画」と「北京宣言と行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果に従って、性と生殖に関する権利への普遍的アクセスを保障すること。

vv. 性別・年齢別・国内の状況に関連したその他の特徴別データに基づいて病気の予防と抑制のためのジェンダーに基づく取組を統合することにより、無視されている熱帯病のみならず、非感染性・感染性疾患の予防・治療・ケアのための診断サービスへのアクセスを含めた保健施設へのアクセスのみならず、公衆衛生を改善する国内・国際努力を強化し、保健ケア制度を強化し、動機づけられた、十分な訓練を受けた、適切な設備を持つ保健専門家と保健ワーカーの利利用可能性を高めること。

ww. 同時感染、その他の性感染症(STIs)を含め、農山漁村地域で暮らしている人々、HIV とエイズと共に暮らしている人々、HIV とエイズの危険にさらされている人々及び HIV とエイズに感染している人々を含め、すべての女性と女兒のための HIV とエイズ予防、治療、ケア、サポートの普遍的アクセスを達成する努力を強化し、汚名と差別なくその特別なニーズと懸念に対処し、農山漁村・遠隔地域の HIV とエイズと共に暮らしている女性と女兒の HIV とエイズ対応への積極的で意味ある参画、貢献、リーダーシップを推進すること。

xx. あらゆる形態の人身取引と闘いこれを撤廃し、人、特に女性と子どもの人身取引の問題に対する一般の意識を啓発し、現代の奴隷制度と性的搾取に対する女性と女兒の脆弱性を減らす措置を取り、適宜、人身取引被害者に保護と再統合へのアクセスを提供し、特に撤廃する目的で性的搾取と強制労働を含めたあらゆる形態の搾取を助長する需要と闘うために、人権と持続可能な開発の視点を統合する包括的な反人身取引戦略を考案し、強化し、実施し、ジェンダーと年齢に配慮して適宜法的枠組を施行すること。

yy. 基本的なインフラ、サービス、適切な資金調達、技術及び社会保護、人道救援、予報・早期警告制度及び女性のためのディーセント・ワークを提供することにより、経済的・社会的・環境的ショックと災害、人道緊急事態と気候変動の否定的インパクト、自然災害及び極端な天候現象に対応し、回復するすべての農山漁村女性と女兒の強靱性と適合能力を強化し、築くこと。

zz. 特に保健と福利の推進並びに持続可能な生計へのアクセス、及びあらゆるレベルの環境問題、特に気候変動の否定的インパクトに関連する戦略と政策に関する意思決定への女性の完全参画を保障する資金の提供を通して、自然災害への人道対応、災害危険削減政策の企画、提供、監視及び持続可能な天然資源管理へのその特別なニーズの統合を保障し、気候変動の否定的インパクトに対応する女性と女兒の強靱性と適合能力を支援するために、気候変動緩和・適合に関するジェンダーに対応した戦略を開発し採択すること。

aaa. 暴力を含め、直面する重複し重なり合う形態の差別と障害に対処し、質の高い包摂的教育、保健ケア、公共サービス、土地と天然資源を含めた経済資源へのアクセス及びディーセント・ワークへの女性のアクセスを保障し、その伝統的な先祖伝来の知識を尊重し、保護しつつ、経済とあらゆるレベル、あらゆる領域の意思決定への意味ある参画を推進し、先住民族女性と女兒にとっての「国連先住民族権利宣言」の重要性に留意することにより、農山漁村・遠隔地域で暮らす先住民族の女性と女兒の権利を推進し保護すること。

bbb. 社会・法律・金融サービス、インフラ、保健ケア、社会保護、経済資源及び意思決定における完全で平等な参画を保障することにより、農山漁村地域の高齢女性の権利を推進・保護すること。

ccc. 特に保健と教育、障害を持つ女性のための生産的雇用とディーセント・ワークに関連した経済・金融資源と障害者を包摂するアクセスできる社会インフラ、輸送、司法メカニズムとサービスへの他と平等なアクセスを保障し、障害を持つ女性と女兒の優先事項と権利が政策とプログラムに完全に組み入れられ、意思決定プロセスにおいて密接に相談され、積極的にかかわっていることを保障することにより、重複し重なり合う差別に直面している農山漁村地域の障害を持つ女性と女兒の権利を推進し、保護すること。

ddd. 適宜その土地と領土の承認を含め、アフリカ系の農山漁村女性と女兒の権利を推進・保護し、アフリカ系の農山漁村女性と女兒の特別なニーズと現実を考慮に入れて、公共政策を立案し、監視する際に、ジェンダーの視点を主流化すること。

eee. 農山漁村女性と女兒の状況を改善し、そのような政策と行動の実施を監視し、追跡し、開発途上国が、質の高い、信頼できる、時宜を得た分類データとジェンダー統計を組織的に立案し、収集し、アクセスを保障するための財政・技術支援のすべてのセクターからのパートナーシップと動員を強化するために、性別・年齢別・国内の状況に関連したその他の特徴別データを収集し、分析し、普及する国内統計局及びその他の関連政府機関の能力を強化すること。

fff. 「開発のための資金調達第3回国際会議」の「アディスアベバ行動アジェンダ」でなされた公約を再確認し、あらゆるレベルですべての行為者によって持続可能な開発のための政策統合と機能的環境を追求し、「持続可能な開発世界パートナーシップ」を再活性化することによって、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを推進すること。

ggg. 現代化された累進課税制度と改善された課税政策、より効率的な徴税、達成された進歩に基づいて政府開発援助においてジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの高い優先順位を通して所得管理を強化することにより、公共・民間・国内・国際資金の動員と配分を含め、すべてのセクターからの財政資金の動員を通して資金ギャップを埋めために、かなり投資を増やすための手段を取り、政府開発援助がジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントの達成を促進するために効果的に利用され

ることを保障すること。

hhh. 開発途上国への政府開発援助に国内総所得の0.7%という目標、及び後発開発途上国への政府開発援助に国内総所得に0.15%から0.20%という目標を達成する多くの先進国による公約を含め、それぞれの政府開発援助を完全に実施するよう先進国に要請し、政府開発援助が開発目標とターゲットに応える手助けをし、特にジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワメントを達成する手助けをするために効果的に利用されていることを保障する際に、達成された進歩を土台とするよう開発途上国を奨励する。

iii. 南南協力は、南北協力の代替手段ではなくてむしろ南北協力を補うものであることを念頭に置いて、南北・南南・三者協力を含め、国際協力を強化し、この点で、国の主体性とリーダーシップがジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワメントを達成するために不可欠であることに留意しつつ、政府、市民社会、民間セクターのすべての関連ステイクホルダーのかかわりを得て、共通の開発優先事項に重点を置いて、南南・三者協力を強化するようすべての国々に勧める。

集団的声、リーダーシップ、意思決定を強化する

jjj. すべての農山漁村女性と女児の視点が考慮に入れられ、女性と女児が、適宜、その生計、福利及び強靭性に影響を及ぼす政策と活動の立案・実施・フォローアップ・評価に完全に平等に参画し、女性とその団体、女児と青年主導の団体が、表現の自由、平和的集会及び結社の自由、法律に規定されているように投票し、選ばれる権利、並びに地域社会と村の議会のような地方の自治体、政党及びその他の団体に参加する権利を推進し、保護することにより、あらゆるレベルの意思決定、政策及び機関に完全に、安全に、積極的に参加できることを保障すること。

kkk. 天然資源の持続可能な利用を管理する際に女性の参加と影響力を強化し、意思決定プロセスと天然資源、特に土地、森林、海洋・水管理機関の管理、並びに農山漁村インフラ、輸送とエネルギーに関連する企画にジェンダーの視点を主流化すること。

lll. 法人は国内法に従って生み出され、修正され、解散させられることを認め、それぞれの国の国際的な法的責務を考慮に入れつつ、農山漁村女性労働者と起業家が、協同組合や事業協会を組織し加入することができるように、結社、平和的集会及び団体交渉の自由への権利を保護し、推進すること。

mmm. 武力紛争と紛争後の状況、及び人道状況にある農山漁村女性と女児の視点が、適宜考慮に入れられ、農山漁村女性と女児が、紛争防止、和平仲裁、平和構築及び紛争後の再建に関連する政策と活動の立案・実施・フォローアップ・評価に、男性と同等に効果的に参画することを保障し、国内避難民や難民の女性と女児の視点を考慮に入れ、すべての農山漁村女性と女児の人権が、すべての対応・回復・復興戦略で完全に尊重され、保護され、この点で、農山漁村女性と女児に対するあらゆる形態の暴力と差別を撤廃するために適切な措置が取られることを保障すること。

nnn. この点で、気候変動の否定的インパクトによって引き起こされた災害を含め、自然災害の悪影響を受けている女性が、男性と同等に、リーダーシップと意思決定プロセスに効果的に意味ある参画をするようエンパワーされることを保障すること。

ooo. 安全で機能的な環境を保障して、農山漁村女性と女児が、その声、働き、リーダーシップを行使する機会を提供するプログラムに投資することを含め、事業、農業・漁業団体、生産者協同組合、労働組

合、市民社会及びその他の関連団体への農山漁村女性の効果的な参画・意思決定・リーダーシップを支援すること。

ppp. デジタル識字と情報へのアクセスを高めることにより、農山漁村女性と女児のメディアと ICTs への参画とアクセスを推進する政策と戦略を開発して実施すること。

qqq. 非差別的で、ジェンダーに配慮した取材を通し、商業的広告によって永続化されるものを含め、ジェンダー固定観念を撤廃することにより、ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントの達成にメディアが果たすことのできる重要な役割を認め、メディアで働く者の訓練と女性と女児のエンパワーメントと女性と女児に対する差別と搾取の撤廃に貢献するバランスの取れた固定観念的ではない女性と女児の描き方を推進する自己規制メカニズムの開発と強化を奨励すること。

rrr. 農山漁村女性の人権と基本的自由を推進し保護する際の市民社会行為者の重要な役割を支援し、女性の人権擁護者を含め、女性を保護し、人権を擁護するための安全で機能的な環境の醸成にジェンダーの視点を統合し、農山漁村地域における女性に対する暴力と虐待、特に労働権、環境・土地と天然資源に関連する問題に関して、特に脅し、ハラスメントと暴力を防止する手段を取り、違反や虐待が速やかに公平に捜査され、責任ある者が責任を取らされることを保障する手段を取ることで、刑事責任免除と闘うこと。

sss. ジェンダー平等と農山漁村地域にいる者を含めたすべての女性と女児のエンパワーメントを達成し、公的・私的領域での女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力を撤廃する際に積極的役割を果たすよう男性と男児を完全にかかわらせ、男性と男児の役割と責任に対処し、ケア提供と家事労働における男女間の責任の平等な共有を確保することを目的とし、女性と女児に対する差別を永続化する不平等な力関係、社会規範、慣行及び固定観念のようなジェンダー不平等の根本原因を理解し、対処することにより、女性と女児に対する暴力と女性と女児は男性と男児に従属するものとみなす態度と社会的規範を大目に見る社会は規範を撤廃することを目的として変革を行い、女性と男性、女児と男児双方の利益のためにジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを推進し、達成する努力に男性と男児をかかわらせこと。

47. CSW は、その作業の根拠がある「北京宣言と行動綱領」のフォローアップに対するその主たる役割を認め、「2030 アジェンダ」の実施の国内・地域・成果の見直し全体を通してジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントに対処し、統合し、「北京行動綱領」と「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応したフォローアップとの間の相乗作用を確保することが極めて重要であることを強調する。

48. CSW は、十分な資金提供を得て、政府のできるだけ高い地位に置かるべきジェンダー平等とあらゆるレベルの女性と女児のエンパワーメントを推進するための国内機構の権威と権限を適宜、強化し、国内の企画、意思決定、政策策定と実施、予算編成プロセスと制度的構造がジェンダー平等と農山漁村地域を含めたすべての女性と女児のエンパワーメントの達成に貢献することを保障するために、労働・経済・財政政府機関を含めたすべての関連する国と地方の機関にわたってジェンダーの視点を主流化するよう各国政府に要請する。

49. CSW は、要請に応じて、ジェンダー平等とすべての農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成する努力において加盟国を支援するよう、それぞれのマנדート内で国連食糧農業機関、国際農業開発基金、世界食糧計画を含めた国連システムの諸機関及び関連国際金融機関及び多様なステイクホルダー

ー・プラットフォームに要請する。

50. CSW は、国際協力を強化するよう国際社会に、農山漁村地域と持続可能な農業・漁業開発及び自給自足農業者、特に開発途上国、特に後発開発途上国の女性農業者、牧畜者と漁業者の支援に資金を提供するよう奨励する。

51. CSW は、総会決議 72/181 号を想起し、経済社会理事会の手続き規則に従って、存在する場合には人権の推進と保護のための国内機関の状態に関する原則(「パリ原則」)に完全に従っている国内人権機関の CSW63 を含めた参加をどのように強化するかについての検討を継続するよう事務局を奨励する。

52. CSW は、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを推進し、要請に応じて各国政府と国内の女性機構を支援し、国連システムを調整し、あらゆるレベルの民間セクター、雇用者団体と労働組合及びその他の関連ステイクホルダーを動員する際に、ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントの達成に向けて、「北京宣言と行動綱領」の完全で、効果的で促進された実施及び「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を支援して、継続して中心的役割りを果たすよう国連ウィメンに要請する。

4. パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2018/L.3)---PBI なし

主提案国: エジプト(G77/中国を代表)

共同提案国: トルコ

一般コメント: 英国、イスラエル、エストニア(ベルギー、アイルランド、スペインも代表)、米国、賛成 30 票、反対 4 票、棄権 11 票で決議を採択

採択後ステートメント: カナダ、ブラジル、パレスチナ国

決議内容

経済社会理事会は、

事務総長報告書⁷を感謝と共に検討し、

「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」⁸、特にパレスチナ女性と子どもに関するパラグラフ 260、第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言と行動綱領」⁹及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果¹⁰を想起し、

2017 年 6 月 7 日の決議 2017/10 及び武力紛争の防止に関する 2003 年 7 月 3 日の総会決議 57/337 と女性・平和・安全保障に関する 2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)と 2013 年 10 月 18 日の決議 2122 号(2013 年)を含めたその他の関連国連決議も想起し、

⁷ E/CN.6/2018/6。

⁸ 1985 年 7 月 15-26 日、ナイロビ、国連婦人の十年: 平等・開発・平和の業績を見直し、評価するための世界会議報告書(国連出版物、販売番号 E.85.IV.10)、第 I 章、セクション A。

⁹ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 II。

¹⁰ 総会決議 S-23.2 付録及び決議 S-23/3、付録。

文民の保護に関係しているので、「女性に対する暴力撤廃宣言」¹¹をさらに想起し、

「市民的・政治的権利国際規約」¹²、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」¹²及び「子どもの権利に関する条約」¹³を想起し、これら人権条約が、東エルサレムを含めたパレスチナ被占領地において尊重されなければならないことを再確認し、

人権理事会の関連決議も想起し、

いくつかの人権条約及び核心となる人道法条約のパレスチナ国による加入に留意し、

イスラエルの占領の開始から 50 年が経過したことを深く残念に思い、現地での否定的傾向を逆転させ、1967 年に始まったイスラエルの占領を完全に終わらせる和平協定の達成を目的とする意味ある折衝を推進し、促進するための政治ホライズンを回復する努力と例外なく平和で正しい永続的で包括的なパレスチナ問題の解決に繋がるすべての核心となる最終的地位の問題の解決の緊急の必要性を強調し、和平交渉と平和構築プロセスに女性を含めることの重要性を強調し、

継続中の違法なイスラエルの占領とそのすべての表れの厳しいインパクトから生じる、東エルサレムを含めたパレスチナ被占領地のパレスチナ人女性の重大な状況について深い懸念を表明し、

家屋の破壊、パレスチナ人の退去、居住権の撤回と恣意的拘束と投獄並びに高い率の貧困、失業、食糧の不安定、不適切な水の供給と安全とは言えない飲用水、下水危機、電気と燃料不足、ドメスティック・ヴァイオレンスの発生と人道災害が女性と女兒の状況に厳しい悪影響を及ぼし続けている特にガザ地区における上昇するトラウマの発生と心理的福利の低下を含めた衰える健康・教育・生活水準の継続の結果としての、イスラエルの占領下で暮らすパレスチナ人女性と女兒が直面している困難の増加について重大な懸念を表明し、

東エルサレムを含むパレスチナ被占領地でのパレスチナ人女性と女兒の恐ろしい経済的・社会的状況、特にベドウィン社会の間の文民の強制移動と移送、1967 年の国境に基づく 2 国解決策に基づいた平和に対する主要な障害となり続けている入植地と壁の建設に特に関連する土地の差し押さえ、産後ケアと安全な出産のための妊婦の保健ケア・サービスへのアクセスと教育・雇用・開発・移動の自由へのアクセスを含め、保健ケアへの権利に有害な影響を与えてきた、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地全体にわたる許可制度を含め、継続する閉鎖と人と品物の移動に課される制限を含め、継続する違法なイスラエルの慣行の厳しいインパクトから生じる組織的な人権侵害を嘆かわしく思い、

女性と子どもを含めたパレスチナ文民、家屋、モスク、教会及び農地を含めた財産に対するイスラエル入植者によるすべての暴力・脅し・唆し行為について重大な懸念を表明し、過激な入植者によるテロ行為を非難し、この点で、行われた違法な行動に対する説明責任を要請し、

東エルサレムを含む占領地全体にわたる最近の緊張と暴力を重大に懸念し、イスラエル占領軍による過度の無差別の武力の使用の結果として、女兒と女性を含む罪のない文民の命の喪失を嘆かわしく思い、

¹¹ 総会決議 48/104 号。

¹² 総会決議 2200A(XXI)、付録を参照。

¹³ 国連、条約シリーズ、第 1577 巻、第 27531 号。

2014年7月と8月のガザ地区とその周辺の軍事衝突と何百人という子ども、女性、高齢者を含めた何千人ものパレスチナ文民の殺害と傷害並びに広範な家屋の破壊と学校、病院、上下水道、電気網、経済・産業・農業資産、公共機関、宗教の場、国連学校と施設を含めた重要な文民インフラの破壊、並びに何十万人もの文民の国内避難、及び人道・人権法を含めた国際法の違反を非難し、

人権理事会決議 S-21/1 号¹⁴によって設立された独立調査委員会の報告書と結果に留意し、刑事責任免除をなくし、司法を確保し、さらなる違反を抑止し、文民を保護し、平和を推進するために、国際人道法と国際人権法のすべての違反に対する説明責任を確保する必要性を強調し、

特に2014年7月と8月のイスラエルの軍事作戦から生じたものを含め、ガザ地区で根強く続く悲惨な人道状況と社会経済条件、並びに2008年12月から2009年1月までと2012年11月のイスラエルの軍事作戦の長期的な否定的インパクト及び国境検問所の長引く閉鎖と人と物の移動の厳しい制限よりなる継続する閉鎖、並びにガザ地区の文民、特に女性と子どもの生活のあらゆる側面に有害な影響を与えてきた占領軍イスラエルによる再建プロセスの継続する妨害を深刻に懸念し、

国際人道法の下での規定と責務に従って、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地全体を通して、パレスチナ人文民の安全と保護を保証するために、取るべき措置の必要性を強調し、

パレスチナ人女性とその家族が直面している恐ろしい社会経済的・人道的状況を緩和するために、支援、特に人道支援の重要性も強調し、特にガザ地区の重大な人道危機に対応して、現地の国連機関及びその他の人道援助団体によって提供されつつある基本的な努力と支援を認め、

2014年10月12日の「パレスチナに関するカイロ国際会議: ガザを再建する」の開催を想起し、パレスチナ人女性とその家族の困惑を緩和するための基本である人道支援と再建プロセスの提供を促進するための誓約の時宜を得た、完全な支払いを要請し、

パレスチナ人女性と女兒が、特に不衛生な条件、独房、告訴のない長期間の行政的拘束の広い利用、相当のプロセスの否定を含め、厳しい条件の下でイスラエルの刑務所または拘禁センターに入れられ続けていることに重大な懸念を表明し、女性と女兒が、医療ケアへの不適切なアクセス、刑務所内での妊娠と出産の危険及びセクシュアル・ハラスメントを含め、ジェンダーに特化した課題にも直面していることに留意し、

地域のすべての女性の安全と福利を確保する努力の一部として、紛争防止と紛争の平和的解決に関する平和構築と意思決定における女性の役割を高めることの重要性を繰り返し述べ、平和と安全保障の達成、維持、推進のためのすべての努力への女性の平等な参加とかかわりの重要性を強調し、

1. 地位の向上、自立及び開発への統合に関して、イスラエルの占領が依然としてパレスチナ人女性にとっての主要な障害であることを再確認し、紛争防止と解決に関する意思決定におけるその役割を強化し、平和と安全保障の達成、維持及び推進のためのすべての努力へのその平等な参画とかかわりを確保する努力の重要性を強調する。

2. 特にガザ地区の人道危機と膨大な再建・回復ニーズに対処するために、パレスチナ女性とその家族

¹⁴ A/HRC/29/52。

が直面している人道危機を緩和し、すべての国際援助プログラムにジェンダーの視点を統合して関連パレスチナ機関の再建を手助けする努力において、特に「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と国内の優先事項を念頭に置いて¹⁵、この点で緊急に必要とされる援助、特に緊急援助とサーヴィスを提供し続けるよう国際社会に要請し、世界銀行、国際通貨基金及び国連を含めた国際機関によって確認されているように、独立したパレスチナ国の機関を建設する際のパレスチナ政府の業績を推奨し、これら努力に対する継続する支援を要請する。

3. パレスチナ女性とその家族の困惑を緩和する基本である人道援助と再建プロセスを促進するために、「カイロ国際パレスチナ会議: ガザを再建する」で、2014年10月12日になされたすべての誓約を遅滞なく果たすよう国際ドナーに要請する。

4. 占領軍イスラエルが、パレスチナ女性とその家族の権利を保護するために、「世界人権宣言」¹⁶、1907年10月18日の「第四ハーグ条約」付録の「規則」、1949年8月12日の「戦時中の文民の保護に関連するジュネーヴ条約」¹⁷及び「国際人権規約」を含めたその他のすべての国際法の関連規則、原則及び条約の規定と原則に完全に従うことを要求する。

5. パレスチナ女性と女兒の人権の推進と保護に継続して特別な注意を払い、イスラエルの占領下で暮らすパレスチナ女性とその家族が直面している困難な条件を改善するよう国際社会に要請する。

6. 関連する国連決議に従って、すべての難民と強制移動させられたパレスチナ女性と子どもたちのその家と財産への帰還を促進するようイスラエルに要請する。

7. 中東における包括的平和の実現のために、2国解決策とアラブ・イスラエル紛争全体の国際的に認められた根拠に従って、イスラエル・パレスチナ紛争の正しい、永続的な、平和的解決のために、例外なく、すべての核心となる問題を含め、すべての未決の問題を解決することによって、1967年に始まったイスラエルの占領を遅滞なく終わらせるために、明確なパラメーターに基づいて、決定された時間枠で、平和条約の締結を進め、促進することを目的とした努力を新たにすよう、国際社会に要請する。

8. 「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」、特にパレスチナ女性と子どもに関するそのパラグラフ 260、「北京宣言と行動綱領」及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果の実施に関して監視し、行動を取り続けるよう女性の地位委員会に要請する。

9. 事務総長報告書に述べられているものを含め、あらゆる手段を用いて状況を見直し続け、パレスチナ女性を支援し続け、占領のジェンダーに特化したインパクトと本決議の実施において遂げられた進歩に関して西アジア経済社会委員会によって提供される情報を含め、報告書を CSW63 に提出するよう事務総長に要請する。

¹⁵ 総会決議 70/1。

¹⁶ 総会決議 217A(III)。

¹⁷ 国連、条約シリーズ、第 75 巻第 973 号。

5. 後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放(E/CN.6/2018/L.4)---
PBI なし

主提案国: ブラジル

共同提案国: アゼルバイジャン、トルコ、アルメニア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: アゼルバイジャン

決議内容

女性の地位委員会は、

「国連憲章」の目的、原則、規定に導かれ、

国際人道法、特に 1949 年 8 月 12 日の「ジュネーブ条約」¹⁸及び 1977 年のその「追加議定書」¹⁹並びに関連国際人権基準、特に「世界人権宣言」²⁰、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」²¹、「市民的・政治的国際規約」²¹、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」²²、「子どもの権利に関する条約」²³、「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」²⁴及び「世界人権会議」によって 1993 年 6 月 25 日に採択された「ウィーン宣言と行動計画」²⁵の原則と規範にも導かれ、

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」²⁶の採択を想起し、その普遍的で、統合された、不可分の性質を認め、「2030 アジェンダ」が、特にすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃並びにすべての女性と女兒に対すあらゆる形態の差別の終結に対処していることを認め、

2006 年 12 月 20 日の総会決議 61/177 号によって採択された「強制失踪からのすべての人々の保護国際条約」を相当に考慮に入れ²⁷、

後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放に関する以前のすべての決議²⁸、並びに人権委員会と人権理事会の人質取りに関する以前のすべての決議及び 2006 年 12 月 19 日の総会決議 61/172 号を想起し、

女性と子どもは人質に取られるとき、性暴力と性と生殖に関する健康問題を含め、特別な脆弱性を負う

¹⁸ 国連、条約シリーズ、第 75 巻、第 970-973 号。

¹⁹ 同上、第 1125 巻、第 17512 及び 17513 号。

²⁰ 総会決議 217 A(III)。

²¹ 総会決議 2200 A(XXI)、付録を参照。

²² 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 20178 号。

²³ 同上、第 1577 巻、第 27531 号。

²⁴ 同上、第 1456 巻、第 24841 号。

²⁵ A/CON.157/24(第 I 部)、第三章。

²⁶ 総会決議 70/1 号。

²⁷ 国連、条約シリーズ、第 2716 巻、第 48086 号。

²⁸ 決議 39/2 号、40/1 号、41/1 号、42/7 号、43/1 号、44/1 号、45/1 号、46/1 号、48/1 号、50/1 号、52/1 号、54/3 号、56/1 号、58/1 号及び 60/1 号。

ことを認め、

万人に生命・自由・人間の安全保障への権利があり、人質取りは、国際社会にとって重大に懸念される罪であることを認め、

文民等の保護に関連する国際人道法の文書に含まれている関連規定を想起し、

「北京宣言と行動綱領」²⁹並びに「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果³⁰及び女性と子どもに対する暴力に関するその規定を含め、「子どもにふさわしい世界」と題する子ども特別総会の成果³¹を再確認し、第 4 回世界女性会議の 10 周年³²、15 周年³³、20 周年³⁴に関する女性の地位委員会の宣言も再確認し、

武力紛争の防止に関する 2003 年 7 月 3 日の総会決議 57/337 号及び女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議並びに子どもと武力紛争に関する理事会決議とテロリストによる身代金と人質取りのための誘拐に関する理事会決議を想起し、

「国連国際組織犯罪防止条約」³⁵と人身取引を防止しこれと効果的に闘うための枠組を提供している「国連組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、闘うための議定書」³⁶を想起し、「人身取引と闘うための国連行動計画」³⁷をさらに想起し、

世界中の多くの地域で、武力紛争とそれらが引き起こす人間の苦しみと人道危機の数が増えていることについて重大な懸念を表明し、

武力紛争の状況で、人身取引が、性暴力とジェンダーに基づく暴力に対するその脆弱性を高めることを含め、女性と子どもに与える特別なインパクトに留意し、特に「人身取引と闘うための国連行動計画」の実施に関する政治宣言に述べられているように、人身取引される女性と子どもとの連帯と同情を表明し、

国際的なものであれ、非国際的なものであれ、武力紛争を含め、後日投獄された者を含めた人質に取られた女性と子どもが、これら紛争を終わらせる努力に否定的インパクトを与え続け、そういった女性と子どもの家族に苦しみを引き起こしている、国際人道法と人権法を含めた国際法の重大な違反であることにも留意し、この点で、とりわけ人道的観点からこの問題に対処する必要性を強調し、

²⁹ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書 (国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 I 及び II。

³⁰ 総会決議-23/2、付録及び決議 S-23/3、付録。

³¹ 総会決議 S-27/2、付録。

³² 2005 年経済社会理事会公式記録、補遺第 7 号及び訂正版(E/2005/27/Corr.1)、第 I 章、セクション A を参照; 経済社会理事会決定 2005/232 も参照。

³³ 2010 年経済社会理事会公式記録、補遺第 7 号及び訂正版(E/2010/27 及び E/2010/27/Corr.1)、第 I 章、セクション A を参照; 経済社会理事会決定 2010/232 も参照。

³⁴ 2015 年経済社会理事会公式記録、補遺第 7 号(E/2015/27)、第 I 章、セクション C、決議 59/1、付録。

³⁵ 国連、条約シリーズ、第 2225 巻、第 39574 号。

³⁶ 同上、第 2237 巻、第 39574 号。

³⁷ 総会決議 64/293 号。

女性と子どもを人質にとることを含め、文民等に対して行われる武力紛争地域でのあらゆる形態の暴力が、特に 1949 年 8 月 12 日の「ジュネーブ条約」に述べられているように、国際人道法の重大な違反であることを強調し、

武力紛争の当事国である国々には、武力紛争中に女性と子どもを人質に取り、後日投獄したりしない責任があり、すべての紛争当事国は人質取りを控えなければならないことを念頭に置いて、彼らを保護するために、関連メカニズム、政策、法律の実施に関して説明責任を確保する責任があることを認識し、

国際社会の努力にもかかわらず、テロリストや武装集団が行うものを含め、異なった形態や表れの人質取りの行為が継続して起こっており、世界の多くの地域で増えていることを懸念し、

地域の中には国際組織犯罪が提起する重大な脅威と場合によってはテロとの関連性が増えているところもあることに懸念を持って留意し、資金作りまたは政治的譲歩を得ることを含め、何らかの目的のために行われる誘拐と人質取りの発生を強く非難し、

人質取りの問題に対処するには、そのような忌まわしい慣行をなくし、加害者に説明責任を取らせるために国際人道法と国際人権法に従って、国際社会の側での断固とした、確固たる、一致した努力が必要であることを認め、

武力紛争の地域で人質にとられた女性と子どもの速やかで無条件の釈放が、そこにある女性と子どもに関する規定を含め、「北京行動綱領」並びに第 23 回特別総会の成果と子ども特別総会の成果に書かれている崇高な目標の実施を推進するであろうという強い信念を表明し、

事務総長報告書³⁸に留意し、

1. どこであろうと、誰によるものでであろうと、人質取りは人権を破壊することを目的とする違法行為であり、いかなる状況においても正当化できないことを再確認する。

2. 武力紛争の状況で国際人道法に違反して、文民等に対して行われるすべての暴力行為を非難し、そのような行為への効果的対応、特に現地での国際協力を強化することにより、武力紛争の状況で、後日投獄された者を含め、人質にとられた女性と子どもの即時釈放を要請する。

3. 人質取りの状況で行われた行為、特に拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰、殺人、レイプ及びその他の形態の性暴力及び奴隷制度の目的を含めた女性と子どもの人身取引も非難し、その結果を嘆かわしく思う。

4. 武力紛争において後日投獄された者を含め、人質に取られた女性と子どもの身分証明、運命及び所在を決定し、その運命と所在について有している全ての情報を適切なチャンネルを通して、できる限りその家族に提供するために、時宜を得たあらゆる必要な措置を取るよう紛争の当事国である国々に要請する。

5. この点で、すべての適切な法的・实际的措置と調整メカニズムを含め、包括的取組を採用するよう各国に勧める。

6. 国際的・国内的法的規範と基準に従って、武力紛争中に後日投獄された者を含め、人質に取られた

³⁸ E/CN.6/2018/7。

女性と子どもに関する情報の収集、保護、管理の必要性を繰り返し述べ、特にすべての関連する適切な情報を提供することにより、お互いにまたこの領域で活動しているその他の適切な行為者と協力するよう各国に要請する。

7. 国際人道法の規範を完全に尊重し、人質取りの行為を防止し、闘うための措置を含め、文民等の保護に必要なすべての措置を取るよう武力紛争のすべての当事国に強く要請する。

8. 国際人道法に従って、これら女性と子どものための人道支援への安全で妨げられないアクセスを提供するようすべての武力紛争当事国に要請する。

9. 後日投獄された者を含め、人質に取られた女性と子どもの運命と所在を確立する際に、国際赤十字委員会と関連する場合には国内の赤十字・赤新月協会と完全に協力するようにも、武力紛争のすべての当事国に要請する。

10. 国際法に従って、人質取りと性暴力がかかわる犯罪を含め、戦争犯罪に対して責任のある者を訴追しまたは裁判にかけるすべての国々の強化された説明責任と責任の必要性を強調する。

11. 後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放の問題に、透明性・説明責任・公的にかかわり・参加に基づいて、すべての司法と法の支配メカニズムに関連して、和平プロセスの一部としても対処する必要性も強調する。

12. 釈放を促進する際に、関連国際団体によって検証できる人質に関する性別・年齢別データの改善された分析と普及を通して、客観的で、信頼でき、公平な情報を交換することの重要性を強調する。

13. 武力紛争の状況で、人質に取られた女性と子どもの釈放において遂げられた進歩を歓迎する。

14. 後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子ども並びにそのような状況で性暴力を含めた暴力に対して特に脆弱であることを認めて、囚われている間に生まれた子どものリハビリテーションと再統合の重要性を強調し、この目的で、実際に可能なすべての措置を取るよう当該国に要請する。

15. 本決議の状況で、特に 2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)に関連する情報を広く普及し続けるよう、事務総長に要請する。

16. その権限を利用し、後日投獄された者を含め、人質に取られた女性と子どもの即時釈放を促進する努力を払うよう、事務総長とすべての関連国際機関に要請する。

17. 後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの問題とその結果に継続して対処するよう、それぞれのマンデート内で人権理事会の特別報告者並びに子どもと武力紛争のための事務総長特別代表、紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表及び子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表に勧める。

18. 各国及び関連国際機関により提供される情報を考慮に入れて、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放に関連する問題に対処するための関連する実際的な勧告を含め、本決議のすべての側面をカバーする包括的な報告書を CSW64 に提出するよう事務総長に要請する。

19. CSW64 で、この問題を検討することを決定する。

6. 女性、女兒及び HIV とエイズ(E/CN.6/2018/L.5)---PBI なし

主提案国: 南アフリカ(南部アフリカ開発共同体を代表)

共同提案国: リベリア

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

決議内容

女性の地位委員会は、

「北京宣言と行動綱領」³⁹及びその見直しの成果、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」⁴⁰、第 23 回特別総会の成果⁴¹、「国際人口開発会議の行動計画」⁴²、さらなる実施のためのカギとなる行動⁴³とその見直しの成果、「子どもの権利に関する条約」⁴⁴、「女性に対する暴力撤廃宣言」⁴⁵、2016 年の「HIV とエイズに関する政治宣言: HIV に対する闘いを促進し、2030 年までにエイズをなくす」⁴⁶、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)及び「持続可能な開発目標」⁴⁷、特に 2030 年までにエイズという疫病をなくすという加盟国の決意を含む「持続可能な開発 2030 アジェンダ」並びに女性・女兒・HIV とエイズに関する 2016 年 3 月 24 日の決議 60/2 号を再確認し、

1. 決議 60/2 号に従ってと提出された事務総長報告書⁴⁸を歓迎する。
2. 決議 50/2 号でなされた公約を達成する継続する決意を繰り返し述べる。
3. 本決議の実施に関する報告書を CSW64 に提出するよう事務総長に要請する。

議事項目 6: CSW63 のアジェンダ案

CSW64 のアジェンダ案と公式文書(E/CN.6/2018/L.2)

1. 役員選出
2. アジェンダの採択及びその他の組織上の問題

公式文書

注釈付き暫定アジェンダと女性の地位委員会の作業組織の提案

3. 第 4 回世界女性会議と「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフローアップ

³⁹ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 I 及び II。

⁴⁰ 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 20378 号。

⁴¹ 総会決議 S-23/2、付録及び決議 E/CN.6/2018/8 議 S-23/3、付録。

⁴² 1994 年 9 月 5-13 日、カイロ、国際人口開発会議報告書(国連出版物、販売番号 E.95.XIII.18)、第 I 章、決議 I、付録。

⁴³ 総会決議 S-21/2、付録。

⁴⁴ 国連、条約シリーズ、第 1577 巻、第 27531 号。

⁴⁵ 総会決議 48/104 号。。

⁴⁶ 総会決議 70/266 号、付録。

⁴⁷ 総会決議 70/1 号。

⁴⁸ E/CN.6/2018/8 及び E/CN.6/2018/8/Corr.1。

(a) 重大問題領域の戦略目標とさらなる行動とイニシアティブの実施

(i) 優先テーマ: ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントのための社会保護制度、公共サービスへのアクセス及び持続可能なインフラ

(ii) 見直しテーマ: 女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性(CSW60 の合意結論)

公式文書

ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントのための社会保護制度、公共サービスへのアクセス及び持続可能なインフラに関する事務総長報告書

女性のエンパワーメントと持続可能な開発への関連性に関する事務総長報告書

国連事務次長/ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務局長報告書

閣僚ラウンド・テーブルのための討議ガイドを含む事務局メモ

(b) 新たな問題、傾向、重点領域及び男女間の平等を含め、女性の状況に影響を及ぼす問題への新たな取組

(c) ジェンダー主流化、状況及びプログラムの問題

公式文書

パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書

女性に対する暴力撤廃支援国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関報告書

女子差別撤廃委員会の関連会期の成果を伝える事務局メモ

4. 女性の地位に関する通報

公式文書

女性の地位に関する機密の通報とその回答のリストを伝える事務総長メモ

5. 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ

公式文書

女性の地位委員会議長に宛てた経済社会理事会理事長からの書簡

経済社会理事会の作業への貢献として役立つ事務局メモ

6. CSW64 の暫定アジェンダ

7. CSW63 報告書の採択

議事項目 7: CSW62 の報告書の採択

CSW62 報告書案の紹介: 副議長・報告者(ケニア)

委員会は CSW62 報告書案を採択し、その完成を報告者と相談して事務局に任せることに同意

CSW62 の閉会

閉会ステートメント: 委員会議長

CSW63 第一回会議

議事項目 1: 役員選出

CSW63 に副議長としてすでに選出されている人たち

Ms. Rena Tasuja(エストニア): 2018 年 3 月 12 日の CSW62 の第 2 回会議で選出

Mr. Mauricio Carabali Baquero(コロンビア): 2017 年 3 月 24 日の CSW62 第 1 回会議で選出

新副議長の選出

Her Excdllyeny Koko Muli Grignon(ケニア): CSW63 の副議長として拍手で選出

アジア太平洋地域からの副議長

候補者は CSW63 の準備として開催されるビューロー会議に参加が許されるとの了解のもとで、選出を延期

女性の地位に関する通報作業部会の 5 名の委員の任命

ベルギーとロシア連邦を CSW63 の女性の地位に関する通報作業部会委員に任命

残る委員は、各グループに指名された者は通報作業部会の手続きに完全に参加できるとの了解のもとで、任命を延期

以 上